

会 議 録 目 次

平成 1 4 年第 1 回海田町議会 3 月定例会（第 1 日目）

平成 1 4 年 3 月 5 日（火）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	5
日程第 2	会期の決定について……………	5
日程第 3	諸 般 の 報 告……………	5
	（1）議 会 報 告	
	（2）行 政 報 告	
	（3）報 告 第 1 号 損害賠償額の決定について	
日程第 4	同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について……	1 7
日程第 5	同意第 2 号 教育委員会委員の任命の同意について……………	1 8
日程第 6	同意第 3 号 教育委員会委員の任命の同意について……………	1 8
日程第 7	第 1 号議案 工事請負契約の締結について（海田東第 1 寺迫地区污水 管新設工事（13-01））……………	2 1
日程第 8	第 2 号議案 工事請負契約の締結について（砂走第 1 砂走地区污水管 新設工事（13-02））……………	2 7
日程第 9	第 3 号議案 広島市の公の施設の利用に関する協議について……………	2 9
日程第10	第 4 号議案 広島県市町村公務災害補償組合の共同処理する事務につ いて……………	3 2
日程第11	第 5 号議案 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定につい て……………	3 3
日程第12	第 6 号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	3 9
日程第13	第 7 号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について……………	4 1
日程第14	第 8 号議案 海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	4 3
追加日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	4 7

日程第15	第9号議案	平成13年度海田町一般会計補正予算（第4号）……………	4 7
日程第16	第10号議案	平成13年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）……………	6 7
日程第17	第11号議案	工事請負契約の変更について（瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事……………	6 8
日程第18	第12号議案	平成13年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）……………	7 0
日程第19	第13号議案	平成13年度海田町老人保健特別会計補正予算（第3号）……………	7 2
日程第20	第14号議案	平成13年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）……………	7 4
日程第21	施政方針	……………	8 0
		（延 会）……………	8 9

平成14年第1回海田町議会定例会

会 議 録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 平成14年3月5日（火）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会（開 議） 3月5日（火）9時00分宣告（第1日）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員（19名）

1番	岡 田 良 訓	2番	西 田 祐 三
3番	渡 辺 善 隆	4番	桑 原 克 之
5番	多 田 雄 一	7番	堀 間 禎 子
8番	西 山 勝 子	9番	宮 坂 二 郎
10番	崎 本 広 美	11番	原 田 幸 治
12番	前 田 勝 男	13番	住 吉 充
14番	山 岡 寛 次	15番	田 中 千 代
16番	佐 中 十九昭	17番	中 岡 長 一
18番	国 岡 光 明	19番	加 藤 公
20番	河 野 道 昭		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員（1名）

6番 斎 木 貞 暁

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員（19名）

1番	岡 田 良 訓	2番	西 田 祐 三
3番	渡 辺 善 隆	4番	桑 原 克 之
5番	多 田 雄 一	7番	堀 間 禎 子
8番	西 山 勝 子	9番	宮 坂 二 郎
10番	崎 本 広 美	11番	原 田 幸 治
12番	前 田 勝 男	13番	住 吉 充
14番	山 岡 寛 次	15番	田 中 千 代

16番 佐 中 十九昭
18番 国 岡 光 明
20番 河 野 道 昭

17番 中 岡 長 一
19番 加 藤 公

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員 ( 1 名 )

6番 齋 木 貞 暁

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | | |
|------------------------------------|---|-----------|
| 町 | 長 | 加 藤 天 |
| 助 | 役 | 石 原 憲 治 |
| 収 入 | 役 | 正 木 洋 |
| 企 画 部 | 長 | 中 野 潔 |
| 総 務 部 付 参 事 | | 三 村 素 直 |
| 福 祉 保 健 部 長 | | 富 田 征 |
| 建 設 部 長 | | 池の本 和 弘 |
| 福 祉 保 健 部 参 事
兼 保 健 セ ン タ ー 所 長 | | 因 幡 忠 志 |
| 企 画 課 長 | | 木 原 晴 彦 |
| 財 政 課 長 | | 内 田 和 彦 |
| 総 務 課 長 | | 上 條 正 弘 |
| 地 域 振 興 課 長 | | 植 野 敏 彦 |
| 税 務 課 長 | | 畝 光 美 |
| 住 民 課 長 | | 上 村 直 樹 |
| 福 祉 課 長 | | 因 幡 貞 男 |
| 高 齢 福 祉 課 長 | | 青 木 基 秀 |
| 環 境 セ ン タ ー 所 長 | | 西 本 徹 郎 |
| 保 健 セ ン タ ー 主 幹 | | 臼 井 真 |
| 監 理 課 長 | | 木 原 正 博 |
| 建 設 課 長 | | 久 保 伸 一 |
| 都 市 整 備 課 長 | | 朝 倉 登 司 雄 |
| 海 田 市 駅 南 口
区 画 整 理 事 務 所 長 | | 永 海 房 雄 |

| | |
|------------------------------|-----------|
| 教 育 長 | 李 木 義 夫 |
| 教 育 部 長 | 山 本 義 彦 |
| 教 育 部 参 事 兼
海 田 東 公 民 館 長 | 柳 原 徹 |
| 学 校 教 育 課 長 | 河 原 毅 |
| 社 会 教 育 課 長 | 佐 々 木 正 子 |
| 上 下 水 道 部 長 | 佐 藤 隆 |
| 庶 務 課 長 | 新 浜 憲 治 |
| 下 水 道 課 長 | 槇 根 君 夫 |
| 水 道 課 長 | 畠 山 隆 |
| 下 水 道 課 主 幹 | 野 間 宏 紀 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

| | |
|---------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 園 山 純 |
| 議 会 事 務 局 次 長 | 梶 原 正 勝 |
| 主 任 | 辻 千 奈 美 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸 般 の 報 告

(1) 議 会 報 告

(2) 行 政 報 告

(3) 報 告 第 1 号 損害賠償額の決定について

日程第4 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日程第5 同意第2号 教育委員会委員の任命の同意について

日程第6 同意第3号 教育委員会委員の任命の同意について

日程第7 第1号議案 工事請負契約の締結について（海田東第1寺迫地区污水管新設工事（13-01）

日程第8 第2号議案 工事請負契約の締結について（砂走第1砂走地区污水管新設工事（13-02）

- 日程第9 第3号議案 広島市の公の施設の利用に関する協議について
- 日程第10 第4号議案 広島県市町村公務災害補償組合の共同処理する事務について
- 日程第11 第5号議案 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 日程第12 第6号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第7号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 第8号議案 海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第1 会議録署名議員の指定について
- 日程第15 第9号議案 平成13年度海田町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第16 第10号議案 平成13年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 第11号議案 工事請負契約の変更について（瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事）
- 日程第18 第12号議案 平成13年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 第13号議案 平成13年度海田町老人保健特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 第14号議案 平成13年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 施政方針
- 日程第22 一般質問
- 日程第23 第15号議案 海田町立学校運動場管理運営条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 第16号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 第17号議案 海田町自転車等駐車場条例の制定について
- 日程第26 第18号議案 平成14年度海田町一般会計予算
- 日程第27 第19号議案 平成14年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第28 第20号議案 平成14年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第29 第21号議案 平成14年度海田町老人保健特別会計予算
- 日程第30 第22号議案 平成14年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第31 第23号議案 平成14年度海田町水道事業会計予算

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

ぞれ報告をしていただきますが、その他主なものとしましては、2月19日の広島県町村議会議長会定期総会におきまして、本町議会が優良町村議会として表彰されました。また、町村議会議員として30年以上在職し、地方自治振興に寄与されております国岡議員が県議長会の自治功労表彰を、また20年以上在職の田中議員が同じく県議長会の自治功労表彰を受けられましたので、ご報告をいたします。おめでとうございます。

次に、海田地区消防組合議会につきましては、去る12月21日及び2月15日に定例議会が開催されておりますので、消防議会の概略について、本議会選出の議員より報告を求めることといたします。山岡君。

○14番（山岡）皆さん、おはようございます。それでは、ただいま議長から指名がございましたので、海田地区消防組合定例議会の内容についてを説明をさせていただきます。

去る12月21日、海田地区消防議会定例会が10時より開催をされまして、平成12年度決算、監査の認定がございました。その他、広島中央広域組合に改めるとか専決処分、議会の動きに明記をしてあります1から6の件につきまして、いずれも原案どおり可決したことを報告させていただきます。

次に、平成14年2月15日、第1回議会が開催をされました。議案は主に平成14年度海田地区消防議会予算をはじめ職員の育児休暇に関する条例の改正と、ここに議会通信に記載しているとおりでございます。

海田町の消防に対する分担金は3億8,741万5,000円でございます。全体の消防費から20.75%でございます。詳しい件につきましては事務局の方にありますので、ご参照いただきたいと思います。総額予算は18億7,411万5,000円、これを全員で可決をさせていただきました。以上、報告を終わります。

○議長（河野）続きまして、安芸地区衛生施設管理組合議会につきましては、去る平成13年12月25日及び平成14年2月22日に定例議会が開催されておりますので、議会の概要について、安芸地区衛生施設管理組合議会議員の助役から報告を求めることにいたします。助役。

○助役（石原）それでは、安芸地区衛生施設管理組合議会定例会の報告をさせていただきます。

本町の12月定例議会以後、組合議会は、平成13年12月25日及び平成14年2月22日の2回、開催されました。

まず、12月25日に開催された平成13年第2回組合議会定例会では、平成12年度安芸地

区衛生施設管理組合各会計歳入歳出決算認定ほか4件の議案が上程されました。まず、第15議案、平成12年度安芸地区衛生施設管理組合各会計歳入歳出決算認定につきましては、監査委員から各会計ともいずれも適正に処理されているとの報告を受けたと、全会一致で認定されました。続きまして、第16号議案、平成13年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算につきましては、繰越金401万3,000円の増に伴い歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,611万3,000円に、第17号議案、安芸地区広域不燃物最終処分場事業特別会計補正予算につきましては、繰越金43万1,000円の減に伴い歳入歳出予算の総額を2億468万円に、また第18号議案、安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算については、繰越金103万7,000円の増に伴い歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億7,687万5,000円とするものでございます。次に、第15号議案、職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の給与改定に準じて期末手当の支給割合を100分の5減ずる等の改正を平成13年4月1日にさかのぼって行うもので、第16号議案から第19号議案までの4議案は、いずれも全会一致で議決されました。

次に、去る2月22日に開催された平成14年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会につきましては、安芸地区衛生施設管理組合事務局設置条例の一部改正ほか9件の議案が上程され、全議案とも提案どおり全会一致で議決されました。

以下、個別の内容につきまして、簡単にご説明させていただきます。

まず、第1号議案から第3号議案までの3議案は、安芸地区衛生施設管理組合の事務局設置条例、職員定数条例、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するもので、現在建設を進めております安芸クリーンセンター等の本格稼動に伴い、職員定数を3名増員するとともに、特殊勤務手当等の支給など、所要を改正をするものでございます。

次に、第4号議案、安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算につきましては、修繕料、委託料等の入札残及び昨年度の決算剰余金1,731万4,000円を財政調整基金に積み立てることとし、財政調整基金の運用利息の確定に伴う1万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,609万5,000円とするものでございます。

第5号議案、安芸地区広域不燃物最終処分場事業特別会計補正予算につきましては、最終処分場の実施設計業務等の入札残など5,991万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,476万1,000円にするものでございます。

第6号議案、安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算につきましては、国からごみ焼却場施設整備費国庫補助金の追加配分を受けたため、当初予算額を5億9,653万

8,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億7,341万3,000円とするものでございます。

第7号議案、組合経費の関係市町の負担金の負担方法につきましては、組合格約第12条の規定に基づき毎年度、管理者が組合議会の議決を経て定めることとなっております。歳出総額から公債費に係る経費、手数料格差補てん費に係る経費、し尿収集業務減少対策費を差し引いた額から事業収入、国・県補助金、地方債などの自主財源を控除した額の100分の5につきましては均等割りで、100分の95に相当する額につきましては人口割によって得た額を負担するものでございます。ちなみに海田町の平成14年度負担額は、一般会計9,707万円、不燃物最終処分場事業特別会計は2,149万4,000円、ごみ焼却場事業特別会計は9,922万2,000円となるものでございます。次に、不燃物最終処分場事業特別会計に係る経費につきましては、人口割50%、搬入割50%に相当する額、ごみ焼却場事業特別会計につきましては、人口割とするものでございます。

第8号議案、安芸地区衛生施設管理組合一般会計予算、これは主としてし尿関係の予算でございますが、歳入歳出それぞれ6億8,184万1,000円が計上されております。

第9号議案、安芸地区広域不燃物最終処分場事業特別会計予算につきましては現在、地元住民との最終合意を得るべく地元及び関係市町との調整が進められており、早い時期に合意に達することを前提に、工事請負費など歳入歳出それぞれ9億6,838万2,000円が計上されているものでございます。

第15号議案、安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計予算につきましては、着工以来順調に進捗しております安芸クリーンセンターが本年8月から試運転に入り、12月からいよいよ本格稼働する予定になっており、維持管理費など、歳入歳出それぞれ17億1,139万7,000円を計上するものでございます。

以上、簡単ですが、ご説明を終わらせていただきます。なお、関係資料につきましては、例年どおり議会事務局に置いておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

○議長（河野）以上で議会報告を終わります。続いて、行政報告について、町長より申し出がございましたので、これを許します。町長。

○町長（加藤）皆さん、おはようございます。本日は、大変ご多忙のところご参集いただきまして、ありがとうございます。

行政報告の前に一言申し上げます。去る1月30日、海田町教育委員会委員長濱井隆秀さんが、ご家族の手厚い看護や多くの方々の願いもむなしく、その生涯を終えられまし

た。ここに町民の皆さんとともに、心から哀悼の意を表するものでございます。

さて、12月定例議会後の行政執行の状況について、ご報告申し上げます。

まず、合併問題の動きについてでございますが、広島市・安芸郡陸地部3町合併問題等合同勉強会では、当初加入されていなかった府中町がオブザーバーとして参加されることとなり、2月6日に安芸区民文化センターで会議を開催し、その後、海田町、熊野町、坂町の施設等を視察研修いたしました。本年度中にもう1回開催する予定としております。

また、安芸郡陸地部3町合併調査研究会につきましては、3町の行政比較資料を作成いたしましたので、2月7日に各町長出席のもと、第2回目の会議を開催いたしました。この会につきましては今後、情報交換や職員の研修の場として活用することを申し合わせをいたしました。

また、2月18日には、秋葉広島市長が来庁されました。広島市としては、海田町との合併については従前と変わらない方針であること、また平成14年度予算において、本町との合併に関する任意の協議会設置に向けての取り組みを提案し、さらに前進した協議を行い、相互の理解を深めていきたいとの気持ちを確認をいたしました。

次に、町税等の収納対策についてでございますが、年末収納対策強化月間といたしまして、12月16日に休日納税相談・納税窓口の開設や、滞納整理組合との合同臨戸徴収及び幹部職員による夜間臨戸徴収を実施いたしました。徴収につきましては、今後もねばり強く行い、税収の確保に努めてまいります。

続きまして、1月13日に海田小学校グラウンドにおいて、消防団員、消防署員、陸上自衛隊第13音楽隊、少年消防クラブ員、幼年消防クラブ員、自治会員など総勢323名が参加して、平成14年消防出初式を行いました。当日は好天に恵まれ、町民の皆様約600名のご参観をいただきました。また、自主防災会によるバケツリレーなど、各種の消火訓練を行い、消防防災活動を身近に感じていただき、消防に対する理解を深めることができました。

また、1月14日の成人の日に実施いたしました平成14年成人祭につきましては、新成人369名のうち出席者220名で、約60%の出席率でございました。式典におきましては、新成人の皆様が厳粛にお祝いの言葉を心に受けとめ、出席した意義を実感しておりました。その後の記念パーティーは、実行委員が中心となって進行し、楽しいひとときを過ごしました。会場では、小・中学校時代の担任の先生を囲み、しばし歓談している場面

が印象的でございました。教え子たちの成長した姿に、先生方が感慨深い様子で今後のさらなる活躍を期待して励まし、また成人者同士、友人に会い、大人になった責任を意識しながら、最後まで和やかな雰囲気で行いました。

次に、国民健康保険事業についてでございますが、1月24日に国民健康保険運営協議会により、海田町国民健康保険の健全な経営に対するあり方についての答申をいただきました。本町といたしましては、答申に基づき、新年度で保険税の医療給付費分の応能・応益割りの平準化と介護保険納付金分の税率の見直しを予定しておりますが、答申にあります納税者に十分配慮した税負担を求めるとした趣旨を十分尊重し、国民健康保険の運営に努めるものでございます。

続きまして、廃棄物不法投棄防止対策についてでございますが、2月8日に海田郵便局と無償による廃棄物等の不法投棄に関する情報提供の業務委託契約書の調印式を行いました。今回委託しました業務は、郵便局の外務職員が配達途中で不法投棄されたと思われる廃棄物を発見した場合、または廃棄物を不法投棄していると思われる行為を発見した場合に、その情報を町に連絡していただき、町において処理することにより、廃棄物等の不法投棄の防止及び町内環境美化の推進を図るものでございます。海田町が実施しております不法投棄監視パトロールに加え、日ごろ町内を巡回しておられる郵便局外務職員の方々のご協力を得て、より効率的で、よりきめ細やかな事業展開が推進できるものと考えております。

次に、連続立体交差事業及び関連街路の進捗状況についてでございますが、去る2月20日に県の連立担当者が来庁され、連立関係の状況説明がございました。その内容といたしましては、関係機関協議や内部の最終協議を終え現在、広島県は国土交通大臣に対し事業認可申請書を提出されているとのことでございました。事業認可の時期についてでございますが、年度内の事業認可を予定しております。席上、町といたしましては、まず町議会議員の皆様方に現状と今後の予定を3月中に、事業主体である県から説明していただくよう要請をいたしました。県からも、これに応じて調整をするとの回答をいただいております。また、地権者や地元住民の方々への事業説明会につきましては、3月下旬を予定しております。

続きまして、東広島バイパス工事の進捗状況についてでございますが、曾田・寺迫地区につきましては曾田高架橋が完成し、続いて高架橋側から国信二丁目に向けて国信トンネルの施工に着手されます。国信一丁目地区につきましては、トンネル工事にあわせて

国信谷部分の改良工事に着手される予定です。また、国信二丁目地区につきましては、本年度中に安井谷の国信高架橋が完成し、大迫谷については山陽新幹線上の跨線橋下部工が完成します。改良工事も継続中で、曾田高架橋以東の海田町域全域について工事を進めておられます。また、広島市安芸区域につきましても、中野東町及び瀬野南町において改良工事に着手される予定にしておられます。

次に、都市計画道路中店小学校線及び新開蟹原線の進捗状況についてでございますが、まず中店小学校線につきましては、町道４号線までの区間において未買収となっております。また、町道４号線から安芸区矢野境までの区間につきましては、昨年の12月10日に事業認可を得、現在最終区間の測量及び建物などの物件調査を実施しているところでございます。続きまして、新開蟹原線についてでございますが、大立町の山陽団地を下ったところから東広島バイパスの側道である県道矢野海田線までの区間の事業に着手するため、昨年12月13日に海田中学校武道場において事業説明会を開催いたしました。事業認可は1月15日に得ており、現在、測量及び建物などの物件調査を実施しているところでございます。

次に、海田市駅南口土地区画整理事業でございますが、昨年から引き続き、地域の皆さんと、事業を円滑に進めていくため、町との話し合いに応じていただくよう鋭意折衝を行っております。

最後に、12月24日、山口市を舞台に熱戦を繰り広げた全国中学校駅伝に、海田中学校女子陸上部が広島県の代表として初出場しました。県代表としてのプレッシャーの中、ねばり強くたすきをつなぎ、14位でゴールしました。1本のたすきに託して走り抜いた選手の皆さんの健闘をたたえたいと思います。

また、2月3日に行われた第25回全日本アンサンブルコンテスト中国大会へ広島県代表として出場した海田中学校吹奏楽部サキソホン8重奏とクラリネット4重奏が、中学校の部で見事、金賞を受賞しました。このうちサキソホン8重奏が、3月21日に神奈川県横須賀市で行われる全国大会へ出場が決まりました。中国地区代表として悔いのない演奏ができるよう、頑張っていたきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、行政執行状況の主なものについてご報告いたしました。今議会には報告1件、同意3件、契約認定2件、契約変更1件、条例制定2件、条例改正5件、補正予算5件、当初予算6件、その他議案2件を提出しております。

なお、石原助役から3月31日をもって退職する旨の申し出がありました。後任につきましては、今会期中に提案させていただきたいと思います。よろしくご審議いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（河野）以上で行政報告を終わります。

続いて報告第1号、損害賠償額の決定について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（加藤）報告第1号、損害賠償額の決定について、大正町地内で発生した車両損傷事故の示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条の規定により専決をしたものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）報告第1号、損害賠償額の決定について。損害賠償額の決定につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分し、同条第2項の規定によりご報告させていただきます。

債権者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。損害賠償額は2万3,219円でございます。専決処分の年月日は平成14年1月29日であります。事故につきまして説明いたしますと、平成13年12月19日午前9時30分ごろ、海田町大正町8番19号地先で、職員の運転する公用の原動機付自転車が県道164号線を横断中、県道を直進してきた相手方の原動機付自転車と衝突した車両損傷事故でございます。過失割合につきましては当方9割、相手方1割と定め、相手方の損害額2万5,799円の9割、2万3,219円を損害賠償額と決定いたしました。これにより専決処分をさせていただき、示談を締結したものでございます。なお、相手方に支払われる損害賠償金につきましては、財団法人全国自治協会の自動車損害共済から全額補てんされます。以上でございます。

○議長（河野）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中君。

○16番（佐中）16番、佐中ですが、金額は確かにそう大したことなくて、しかも保険会社から補てんをされるということでもありますけれども、ここずっと続いておりますね。私から見れば、頻度が高いというように思うんです。例えば広島県であるとか広島市であるとかいうそういう割合で見れば、毎日広島市の職員は事故を起こしておるというように相当するというように思うんですね。なぜこんなに事故が続くのか。指導している担当課の責任者の方、その説明を求めます。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）議会のたびにこのようなご報告をしないといけないということは情けないことではございますけど、昨年、交通安全の講習会を全職員対象に開きました。それで、海田警察の方からいろいろと、このような事故を起こさないような方法とか心構えを学習したわけなんですけど、それを踏まえ、また県のドライバーセーフティーイン広島実行委員会というのがありまして、毎年ある期間を、交通事故を起こさない人を表彰するというような取り組みをされております。本町でも今年度10組、1組10名でございまして、10組ほど参加いたしまして、意識の高揚を図っておるところでございまして、それ以外に職員通信等を通じまして呼びかけてはおります。

今後とも、このようなことをやりまして、事故の起きない、住民の模範となるような安全運転に努めてまいりたいと考えております。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）今おっしゃられたことは、これは常識なことですね。公務員として本当に自覚がなされているのかどうか。しかも公用車の扱いについて、ちょっと私は、一般町民から見て、あまりにも扱いが乱暴であるというように判断をするわけです。ですから、担当課として、本当に事故をなくすためにはどうすればいいのか、重ねて、ずっとこの議会のたびにこれが上がってくるんですね。この間議運でこの問題について、金額の問題ではない、事故の中身について議会で審議をして、本当に事故がない、また起こしてはならないという、そういう指導が必要だと思うんですね。もう一遍そこら辺を、今後どうするのかということを、今言われたことは、交通安全協会で免許証の更新なんかに行ったら、当然のことを言われるんですね。私は、公務員として、全体の奉仕者として、本当に町民に対して、それを返していく、サービスで返していく。こういう事故を起こすような職員であってはならないと思うんですが、その辺はどうですか、お尋ねします。

○総務課長（上條）議員がおっしゃること、十分理解できますので、今後、職員に対して、交通安全の意識向上を図ってまいりたいと思います。

○議長（河野）ほかにございせんか。桑原君。

○4番（桑原）たびたび同じようなことの回答があるんで、強いて申し上げます。私が以前から申し上げておるのは、行政処分はどうなっているのかということを再三言っているわけですよ。今、佐中議員がおっしゃったように、金額の問題とか保険がかかってい

るから自損はないんだというんじゃないくて、要は職員の公務員としての心構え、普通でしたら行政処分があるはずなんですね。その辺はどう考えておられるのかと再三質問しているんですけど、例の、研修受けたとか何とかそういう話ばかりで、前に進んでいるのかどうか、そういう点をちょっと、ご回答お願いします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）行政処分でございますが、それぞれの事故のケースバイケースでやっていかなければならないと考えております。懲戒処分につきましては、重大な過失があった場合はそのような懲戒処分を行ってまいりたいと考えております。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）人身事故とか何とかといったら、もうどうしようもないんですよ。それこそ辞職するよりほかはないんじゃないですか、それ。人身事故の話じゃないんですよ。人身事故ではなくて、先ほど来話がありますように、公務員としての心構え、公務員としての責任をどう全うするかということなんですよ。事故を起こして何とも感じていないようでは困るということなんです。だから、履歴書に載るような行政処分はできるはずでしょう、嚴重注意とか何かそういうことを。その辺をどう考えておられるかということなんですよ。何もしないで、口頭で、気をつけろというのではしょうがないんですよ。いつまでたっても同じようなことが続くわけです。だから、その辺を、けじめをつけてくださいということを、最初に私は言っているわけです。もう一度お願いします。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）今回の事故のように過失割合が私どもが9割、90%が町の職員の過失であるという、極めてこれは、職員自身の注意義務というのが十分でなかったというふうに思います。

いろいろと処罰の問題が出ておりますけども、従前から申し上げておりますように、地方公務員法上は、故意または重大な過失があるときに処罰されるということで、それは、先ほど総務課長の方から申しましたように、通常の懲戒処分の規定に基づいて処分するわけでございますけども、これまでの質問に出ておりますように、頻度が多いということは、やはり個々の職員の自覚というのをいかにして高めていかなくはないかということで、それが単に交通安全の研修会をやる、講習会でやるということでは、十分まだ効果が達せられていないということでございますので、そこの辺りにつきまして、実は昨年9月議会の後、時間をとって、10月に研修会をやったわけですけども、そ

ういう研修のあり方について、もう一度、どういうふうになればより職員の自覚が高まっていくかということを謙虚に議論しながら、改善策をまとめてまいりたいと思います。

○議長（河野）宮坂君。

○9番（宮坂）いみじくも今、助役の答弁と課長の答弁からあったんですけども、10月ですか、研修会をやられて、これが年末の12月29日にあったということは、それは研修会は全然、はっきり言えば意味をなしていなかったというふうにしかとれないんですよ。それを先ほど来、議員の方から質問があつて、しかも12月19日という、もうこれ勉強会した意味が見えないんですよ。毎回毎回、こういった議会で報告があつて、情けないというような課長の、いつも同じような反省の句があるんですけども、そのところの勉強会、反省会をやった上での、その、もうちょっと勉強会の意味が足りなかったとか、あと何と言ったらいいのか、誠意が見えないというか、答弁から。その辺でもう少し、僕たち議員というか町民に対して、もう少し言葉を探った、言い訳と言ったら違うんですけども、反省の句が、何か見えないんですよ。見えないから、先ほど佐中議員の方からも、同じようなことをいつも言わせるなというふうな質問があったと思うんですけども、そのところをちょっと、もう一度お願いしたいんですけども。しかも、原付対原付という事故というと、9対1の過失割合、これ、事故の想定はあまりできないんですけども、あまりにもずさんな事故のような気がするんで、そのところもう一回、詳しく説明できますか。

○議長（河野）助役。

○助役（石原）事故の原因というのは、少なくとも交通安全の基本的なルールというのが十分に自覚されていないということでございますので、やはり事故をなくすためには、その基本ルールをきちっと守ってバイクなり自動車を運転するという、そういうふうなことに努めるということは、それを除いて具体的に考えるということも難しくございますので、やはり我々とすれば、現実には事故が起こっているわけでございますので、基本的にはやはり、自覚を高めていく、促していくということに、ずっと地道に取り組んでいきたいと思います。

それから、交通事故というのは結果として起こるわけで、事前にそれが予測すれば手も打てますけども、そういうふうにして、やはりそのときに、職員がふとした気の緩みとか判断の間違いということも往々にしてあると思いますので、そういうようなところを、個々の職員がどういうふうに着目していけるのかという、研修のあり方についても、

もう一度検討してみたいと思います。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）同じような回答ばかりであれなんですけど、今、故意または重大な過失の場合にしか処分できないというような話があったんですけど、今までの事故の中で10割というのが、役場の方が10割、町の方が10割というのがほとんどでしょう、9割とか10割が。これについて重大な過失があったかどうかということを質問してたんです、ずっと私は。それについては何も、今の研修がどうだのこうだのばかりの、同じような回答ばかりだったんですよ。だから、負担率が10割とか9割という場合には重大な過失じゃないのかどうか、その辺どう考えておられるのか、ちょっと、最後の質問ですけど。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）先ほどから議論になっております故意または重大な過失ということでございますが、被害の程度10割だから重大な過失とかいうのではなくて、重大な過失とは、例えば交通事故、人身事故等を起こして、飲酒運転で人を死亡させたり重傷を負わせた場合、または交通事故を起こした後、救護を怠るとか措置義務違反をした場合、また人を死亡させたり重傷を負わせた場合ということでございます。このようなことを基準に重大な過失と定めております。

○議長（河野）ほかに質疑はございませんか。原田君。

○11番（原田）11番、原田です。車やバイクをその日に運転される前に、始業点検は必ずされておられますか。ブレーキのききぐあいがどうだとかオイルがどうだとかいうことはされて出られておられるかということですね。まずそこが、安全運転管理の最初じゃないかと思います。それと、ドアをあけるときの、後方確認をちゃんとしているかどうかというのもあるだろうと思うんですが、例えばこれ、車の中へ、どこかステッカーを張るとかいうような方法も、指差し確認にして1、2、3、4、項目つけてやっておられるのかも問います。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）車の点検でございますが、毎週1回、当然やっております。それと、車に乗る前は、それぞれ運転する者が点検しておるといようなことをやっております。それと、車に指差し確認ということは、非常にいいご提案でございますので、取り入れていきたいと思います。

○議長（河野）ほかにございませんか。岡田君。

○1番（岡田）12月議会とか9月議会にもやはり、こういうふうな同じ事故があつて、先ほど言われました100%、9割近くこちらが悪いというふうな、ずっと事故があるんですけども、民間会社やなんかであつたら、ささいな事故でも、けがとか何かでも、じゃあ次、どういうふうに再発を防止したらいいかということをしめ細かく、現状分析とか何かをするんですよね。もちろん町としてもされておると思うんですけども、ちょっとそういうふうな、担当の課長さんなり部長の意見とか何かつくんですけども、そういう文書がありますか、どういうふうな指導をしておるか。ただ単に口頭で言ったのか、というふうな、文書があると思うんですね。事故をどうふうにして、細かく、事故が起こったとか。そういうふうなものがありましたら、ちょっと、示していただきたいんですけども。これは後で結構ですから。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方自治法第180条第1項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第1号についてはこれをもって終結をいたします。

これにて、諸般の報告のすべてを終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第4、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について。固定資産評価審査委員会委員であります石津智信さんの任期が、平成14年3月21日をもって満了となることに伴い、委員の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、引き続き、石津智信さんでございまして、経歴につきましては、担当者から説明をいたします。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてご説明いたします。固定資産評価審査委員会委員であります石津智信さんの任期が、平成14年3月21日をもって満了となるため、引き続き、再任をお願いしようとするものでございます。固定資産評価審査委員会委員は、地方税法第423条第3項の規定に基づき、海田町の住民で町民税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する

[illegible]

(「なし」と呼ぶ者あり)

同意第1号については、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

~~~~~○~~~~~

○町長（加藤）同意第２号及び同意第３号、教育委員会委員の任命の同意について。これにつきましては、一括してご提案申し上げます。

同意第3号は、教育委員会委員であります齋木泰孝さんの任期が平成14年3月23日を

もって満了となることに伴い、委員の任命の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、林孝さんでございます。経歴につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）同意第2号、教育委員会委員の任命の同意についてご説明いたします。

教育委員会委員長でありました濱井隆秀さんが、平成〇年〇月〇日に亡くなられたことに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、残任期間であります平成16年12月24日までを瀧川昌俊さんをお願いをしようとするものでございます。教育委員会委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育・学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て任命する者でございます。委員の職務といたしましては、地方自治法の教育委員会の職務権限等の規定及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく内容で教育に関するものを管理し、執行するものでございます。

それでは、瀧川昌俊さんについてご説明いたします。生年月日は昭和○年○月○日、現在○歳でございます。住所は○○○○○○○○○でございます。経歴ですが、昭和37年に広島大学工学部電気工学科を卒業され、同じく昭和37年に日本放送協会に入社されました。その後、昭和55年に広島放送局技術部課長、平成元年に東京放送センター制作技術局部長、平成４年に東京電子工学院講師、平成６年には広島放送局チーフエンジニアに就任され、平成８年３月に定年退職されました。同年４月には株式会社NHKテクニカルサービスへ入社され、平成13年８月に退職され、現在に至っております。

引き続きまして、同意第３号についてご説明いたします。４ページをお願いいたします。

齋木泰孝さんの任期が平成１４年３月２３日をもって満了となることに伴い、林孝さんをお願いしようとするものでございます。任期は４年でございます。それでは、林孝さんについてご説明いたします。生年月日は昭和○年○月○日、現在○歳でございます。

住所は○○○○○○○○でございませう。経歴でございますが、昭和５６年に広島大学大学院にて教育学修士を修得され、同じく昭和５６年に広島大学教育学部助手、昭和６２年に徳島文理大学家政学部助教授、平成元年に広島大学学校教育学部助教授、平成１３年には広島大学大学院教育科学研究科助教授に就任され、現在に至っております。現在、

学校の組織風土、組織文化認知の多様性を生かした特色ある、開かれた学校づくりの研究に取り組んでおられます。

お二方とも町の教育に関する者を管理し執行する任務に当たって適任であると判断し、同意をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。堀間君。

○7番（堀間）7番、堀間です。瀧川さんの経歴が、教育委員会委員と結びつかないんですが、どういうところで選任されたんでしょうか。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）瀧川さんは技術関係の方でございますけど、広く報道に携わっておられまして、その中でいろんな経験をされておるということで、前濱井委員さんも報道関係ということで、選任をしております。

○議長（河野）堀間君。

○7番（堀間）説明が大ざっぱ過ぎますよ。放送関係はわかります、前任者もそうだというのもわかりますけども、教育と結びつかないでしょう。そんなことおっしゃったらそれでも教育委員になれるじゃないですか。どこをポイントにされたんですか。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）教育部の方からご説明をしていただきます。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）教育の世界というのは、いわゆる教育の中身だけではございませんで、やっぱり管理職としての豊富な経験、それから報道を通しての教育の全般的な広い識見をお持ちであるということ。それから、期間は短かくございましたけども、報道関係の研修の場で指導をなさったという経緯もお持ちであるということ。それから、非常に町内の教育について関心が深いということ、とりわけ社会教育あるいは郷土の文化あたりについても非常に関心が深いというようなことから、非常に教育に対して関心をお持ちであるというふうに解釈をしております。

○議長（河野）堀間君。

○7番（堀間）やっぱり説明が大ざっぱですけども、今、教育の中身は教育だけではないとおっしゃいました。それならば、女性1人ぐらいおられたんじゃないんですか。さらに女性を増やすというお考えはなかったんですか。

○議長（河野）教育長。

○教育長（李木）町の教育委員の5名の現在の状況の中では、いわゆる企業の世界からお1人、それから幅広い、いわばマスコミ等々のかかわりのある世界から幅広く識見をお持ちの方をお1人、それから教育関係で申し上げますと、大学関係等々高校教育にかかわりの深い方をお1人、それから義務系の関係の方をお1人、それから女性の代表として、あるいは地域のPTA等々の、地域に非常にお詳しい方をお1人というようなことで一応、構成されておりますが、今回、女性も含めて幅広く、そういう世界の人材を求めてきた末の、一番適任ではなかろうかという人が出てきたんでありまして、とりわけ、男子だから女子だからということで選んだわけではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。それでは、これより各議案ごとに順次採決を行います。まず、同意第2号、教育委員会委員の任命の同意について、採決を行います。お諮りいたします。同意第2号については、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、同意第2号については、これに同意することに決定をいたしました。

続いて、同意第3号、教育委員会委員の任命の同意について、採決を行います。お諮りいたします。同意第3号については、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、同意第3号については、これに同意することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）続いて、日程第7、第1号議案、工事請負契約の締結についてを議題いたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第1号議案、工事請負契約の締結について。海田東第1寺迫地区污水管新設工事（13-01）。寺迫二丁目地内において施工する海田東第1寺迫地区污水管新設工事（13-01）の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担

当者から説明をいたします。どうぞよろしく。ご審議をお願いします。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、工事請負契約の内容につきましてご説明いたします。工事名でございますが、海田東第1寺迫地区污水管新設工事（13-01）でございます。工事場所は海田町寺迫二丁目地内、請負金額は9,450万円でございます。請負者は江草興機株式会社、代表取締役江草頌治でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成15年1月31日まででございます。なお、入札結果につきましては、資料1の方をご参照をお願いしたいと思います。工事内容につきましては、担当課の方よりご説明いたします。

○議長（河野）下水道課長。

○下水道課長（槇根）それでは、工事の概要についてご説明いたします。資料3、工事箇所図の1ページをお願いいたします。この工事の施工場所でございますが、海田東公民館付近の寺迫二丁目地区でございます。海田東公民館前の町道7号線と町道96号線との交差点から、町道7号線に、国信方面に向かいまして、口径200ミリの污水管を開削工法、これはオレンジ色で着色しております、で2カ所、延べ約20メートル布設し、同じく町道7号線に推進工法、これは破線の上にピンクで着色をしております、口径200ミリの污水管を171メートル布設いたします。さらに、町道280号線に、これも推進工法で口径200ミリの污水管を43メートル布設するものでございます。また、町道96号線には、海田東公民館の横から東広島バイパスをくぐって出崎森神社の鳥居付近まで3カ所に、開削工法で口径200ミリの污水管を約60メートル、推進工法で口径350ミリの污水管を129メートル布設するものでございます。

当該工事箇所は道路幅員が狭く、迂回路を確保しながら工事を進めてまいります。特に町道7号線は海田町の幹線道路であり、小学生や中学生の通学の道となっております。工事の安全はもちろんのこと、通行の安全等、事故防止対策には万全を期してまいります。なお、2ページには、標準的な断面図を添付しておりますので、ご参照ください。以上、説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本君。

○10番（崎本）ちょっと工事の内容について質問いたします。1ページの広島安芸教会のところから東海田公民館の個所が、もう推進工法でやっておられると思いますが、海

田東公民館のところから①のところまで、開削工法で今、図面が出ていますよね。安芸教会から東公民館の管が開削工法で塗っていませんが、あの間に3カ所ほど取入管が必要なところがありますが、これはどのような方法で取り入れられますか。開削工法で塗っていなかったら取り入れができないと思いますが。それは、この工事の中に入っていないんですが、どういう考えですか。

○議長（河野）下水道課主幹。

○下水道課主幹（野間）今ご質問の取入管なんですけど、前年度の工事か何かで既に入れておるかというふうに私、今、記憶しておるんですが、ちょっと地区全体を整備しますので、今ご指摘のところに入っていないということになりますと、取り入れるような準備もいたします。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）ちょっとそれは、下水道課主幹、認識不足ですよ。やっていないから、やっていない言うて。推進工法で3月15日かなんかが工期で、推進工法で今、やっておりますよ。それに開削工法がないから、取入管が、現在やっていないんですよ。これでまた、こっちの東海田、今の①のところまでが推進工法で来られて、そこには開削工法で塗っていますが、あの間に、3件か何ぼ取入管が必要な個所がありますよ。それは、どのようにして取り入れをされますかと言うて聞いたら、もうそこは取り入れができておると。できていないからできていない言うて聞いておるのに、これはちょっと、認識不足じゃないんですか。もうちょっとしっかりした答弁をなさいや。もう1回、再質問。

○議長（河野）下水道課主幹。

○下水道課主幹（野間）申し訳ございません。海田東公民館の前の1敷地については、今の開削工法で入れるときに取れるように段取りしております。今の、先ほど3件くらいあると言われたところに関しては、ちょっと私、今、ここの状況を把握しておりません。申し訳ございませんけど、ちょっと把握しますので。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）ちょっと、この前も、そりゃここの管轄の、今、工事、現在できていますよ。やっておりますよ。そこに下水道の取入管が必要なところが何カ所あって、どのようになって、それは下水道課主幹、常識じゃないですか。それを事前調査とかしてあるかないか、これは公民館のところは、向こう側ができますよ。それは、そういう予

算に取ってありますから。

今、ちょっと、話聞いておられます。課長、部長、ちょっと、工事を入札かけて、取入管が必要か必要じゃないか、ちゃんと調査をしておられるんじゃないんですか。これ、重大なことですよ。これ、なかったら今度はまた補正で出されますか。ちょっと、明確な答弁をお願いします。

○議長（河野）暫時休憩します。30分、10時半まで。

~~~~~○~~~~~

午前10時15分 休憩

午前10時31分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引き続きまして、本会議を再開いたします。第1号議案の崎本君の質疑に対する答弁から行います。下水道課主幹。

○下水道課主幹（野間）崎本さん、先ほどはどうも的を得ん回答をしまして、申し訳ございません。この0国の予算が2億3,000万ということで、予算執行を、12月に予算を取りましてやりました中で、この夜間工事ということで、ここのサブ管を落とさせていただいております。それで、入札残の中で処理させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）お尋ねしますけれども、下水道にかかわらず水道もそうですが、工事をした後の完成までの間で、俗に言う埋め戻しの問題でありますけれども、業者を選定するに当たって、これまで工事を続けている中で、非常にずさんな工事をしているところがあるわけですね。俗に言う埋め戻しの中で、きれいにやっている業者もありますし、また、どこの業者とは言いませんが、日下橋から渡って9号線、実際物すごい振動があったり、苦情なんかもありましたよ。振動があったり、また陥没というんですかね、バイクに私、しょっちゅう乗るんですけれども、バイクの荷物が落ちるほど揺れる、前が浮き上がるほど陥没というのか、がたっとは来んのですけれども弓なりになってやっているような業者。非常に、町民から見て、そんなにスピード出していないのに危険な目に遭うというのが実態なんですね。私もそういうところを今、写真を撮っておりますけれども、業者の選定に当たってこういうところも考慮しているのかどうか。これをお尋ねするんです。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）工事の施工段階における現場監督等につきましては、その所管の課がやっていると思いますけど、業者を選定する場合には、要は工事の施工段階での現場監督、それから地元対応とかいうのを、現実には担当課が評価いたします。それで、その評価に基づいて、評点をつけていくわけなんですけど、明らかに、一応竣工検査は完了しておるとしても、評点の低いもの、それから担当課が施工段階で現場監督等不備があった場合については、指名委員会においては工事担当部長も出ておりますので、そういった内容の業者が選定委員会の候補に上がっている場合には、その担当部長の判断でもって前の工事が悪かったということで落とすようなこともございます。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）私が言っているのは完成のときの話ではないんですね。工期が約3カ月とか長いもので半年とかあるわけですが、この間、住民の方から苦情が再々上がっていると思うんです。それは振動が激しくて夜寝られないとか、工事のための振動じゃないんですね、工事が悪いために車が通るたびに振動が家の方に伝わってきて眠れないとか、それから仮復旧の場合に、本当に親切な業者というんですか、良心的な業者は、バイクで通ってもそうがたがたしないんですよ。けども、かなりの大手の業者は、どういんですか、波と言ったらちょっと言葉が悪いんですが、軽微に扱って、メイン道路であってもバイクに積んだ、かごに入れた荷物が平気で落ちるような、こんな工事をやっていること、これをじゃあ、把握しているかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（河野）下水道課主幹。

○下水道課主幹（野間）工事に際して、いろいろと苦情は皆さんからいただいております。その都度、やはり現場に行ったり、舗装の悪いところを直すように指示いたします。それと、先ほどの舗装に関して、間の維持管理については、業者の方に再三、仮舗装の段階で非常に悪いという状況を私の方、把握しておるんでございます。それで、何度も補修するような、ここが悪い、ここが悪いというふうに指示して直させるんでございますけど、私らの目の届かんところでも悪いところがあって、住民さんの方から苦情があった場合は即対応させるように、今のところ私の方は万全を期しておるんでございますけど、佐中議員さんの言われるように、私たちの目の行き届かんところがあったら、非常に申し訳ないことでございますけど、私らの方の職員一人一人、現場を見回るときにここが悪い、あそこが悪いというふうに、業者の方にすぐ電話連絡して、やらすようにし

とるわけでございます。

○議長（河野）佐中君

○16番（佐中）財政課、企画課ですか。今責任を持って業者の選定にも当たっておられるんですが、事故を起こしたら町民、またそれを利用される方、非常に泣くわけですね。起こらないような行政をやるのが本来の姿だと思うんですけど。町民からいろんな苦情がある、事故でなくても眠れないとか、いろいろあるんで、それらが指名業者に、入札の対象の可否になるのかどうか。大きな事故をやれば当然、大きな事故をやってもこの間は、私、指摘したけども、それは条例に基づいて、それに該当しないからといって、ずっと継続して入札をしておるけれども、実際は、町民から苦情が上がって、いけないという業者は、指名から外すべきですよ。その点はどうなのか、お尋ねします。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）それにつきましては、先ほどの繰り返しにはなるんですけど、要は業者指名選定委員会におきましては、担当部長、入っておりますので、そういった意見を踏まえて、最終的に決定をするようになろうかというふうに思います。ただ、事故があったとか、極めて粗雑な工事であるということになれば、これは指名除外規定に基づいて、そういった指名期間を除外するというふうなことは当然やっておりますけど、それ以外の、それに該当しないまでも若干、地元対応で問題があったというふうなことににつきましては、決して好ましいというふうなことは言えませんので、業者の指名の選定から除外していくということは当然、今までもやってきておるところでございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。桑原君。

○4番（桑原）先ほどの崎本議員と関連するんですけども、推進工法と、それから開削工法というのがあるわけですね。それで、今、積算のミスか何か知りませんが、落ち度があったわけです。まず、予定価格を立てる場合、工法別にやられるわけですね。そのときの単価がどのぐらいの差があるのか、それがまず第1点。

それと、今の予算の範囲内でやってもらうということで、今、崎本議員は了解なさったようなんですけども、相手がもし拒否された場合はどうするんですかということ。予定価格の中に入っていないし、今からやってもらうというような、今までのなれ合いか何か知りませんが、やってくれるのかどうかもわかりませんよ。でも、法的にはもう、拒否されたらしょうがないわけですね。その場合はどうするんですか。

○議長（河野）下水道課主幹。

○下水道課主幹（野間） ご指摘の推進工法と開削工法の単価の差でございますけど、一応推進工法、いろいろ工法がございまして、いろんな工法があるんですけど、大体普通の単価でメーター25万ぐらいの単価で行くと、系20センチぐらいの管の場合、25万から30万の間とっていただければいいと思います。それで、開削工法の場合、200の管を入れるんですけど、これも矢板を立てるかそれとも立てないかということでかなり違ってくるんでございますけど、大体8万円から10万円ぐらいの単価が入ってきます。それと、相手が納得いかないとか言われると、その場合は、別工事で発注するような格好にさせていただきます。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第1号議案について、採決を行います。お諮りいたします。第1号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって第1号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第8、第2号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第2号議案、工事請負契約の締結について。砂走第一砂走地区污水管新設工事（13-02）。砂走地内において施工する砂走第一砂走地区污水管新設工事（13-02）の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、工事請負契約の内容につきまして、ご説明いたします。工事名でございますが、砂走第一砂走地区污水管新設工事（13-02）でございます。工事場所は海田町砂走地内、請負金額は1億2,285万円でございます。請負者はアイサワ工業株式会社広島支店、支店長近藤昇でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成15年3月20日まででございます。なお、入札結果につきましては、資料2の

方をご参照お願いいたします。工事内容につきましては、担当課の方よりご説明を申し上げます。

○議長（河野）下水道課長。

○下水道課長（槇根）それでは、工事の概要についてご説明いたします。これも資料3をお願いします。工事箇所図の3ページでございます。この工事の施工場所でございますが、1図に示しておりますように、山陽新幹線高架橋の下付近の砂走地区でございます。県道瀬野船越線に推進工法、これも破線にピンクで表示しております、口径200ミリの污水管を104メートル。開削工法、これはオレンジで色つけをしております、口径200ミリの污水管を204メートルほど布設するものでございます。また、県道瀬野船越線から新幹線高架橋に向かいまして、町道76号線に口径250ミリの污水管を100メートル、推進工法で布設するものでございます。

この工事の区間で、県道瀬野船越線はバス路線になっております。バスの利用者やバス会社にできるだけ影響を少なくするよう調整いたしました結果、海田を午前9時までに通る便と午後5時以降の便は今までどおり運行し、それ以外の便は運行形態を変更していただくということにしております。なお、一般の車両等につきましては、片側通行や迂回路等をお願いすることになり、ご迷惑をおかけいたしますが、通行はできるものでございます。

工事の施工につきましては、付近の住民の皆様にもいろいろとご迷惑をおかけいたしますが、地元の方々との連絡を密にするとともに、県道は車の通行量が多く、渋滞を起こさないようにし、安全対策には万全を期して工事を進めてまいります。なお、図面に黄色で示している部分がございますが、これは12月議会にお示しした、工事施工を予定した箇所でございます。実施設計作成のためのボーリング調査の結果、路質の状態が悪く、工法を変えたため、予定の延長ができなくなったものでございます。4ページには標準的な断面を添付しておりますので、ご参照ください。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉君。

○13番（住吉）先ほど桑原議員の質問に対してお答えになった標準の単価ですね、それに合わせてこの開削あるいは推進工法の距離を計算してみますと、そんな単純に工事はいかんと思いますけれども、その最高額で計算して8,000万ぐらいになるわけですね。

これは1.5倍ぐらいの契約額になっておりますが、特別どういうところが難しいのか、この高額になった理由についてご説明をお願いします。

○議長（河野）下水道課主幹。

○下水道課主幹（野間）単価のご質問でございますけど、この予算査定時に、地質調査の状況がまだ町の方へ上がってきていませんでした。その査定時には、先ほど申されたように、25万ぐらいの単価で入れてみたんでございます。それで、一応このくらいはできると、普通道の場合はこのくらいの延長はできると想定しておったんでございますけど、地質調査の状況が上がってきた段階で、ここの状況がちょうど、推進の区間が、転石が出てきたんです。それで転石の場合は、特殊工法をどうしても使う、鋼管、普通は塩ビ管かヒューム管で押していくんですけど、ここ、鋼管で押すという工法をとらなければならなくなったもので、メーター当たりの、それで岩が出てきたということで、非常に高額な単価が出てきて、それで、メーター当たりで50万ぐらいの単価になってきたんです。

当初25万で倍ではないかというふうなことで、私の方もちよっと、設計する段階でたまげまして、もう1度いろいろチェックかけてみたり何かしたんですが、やはり転石が取り込める工法はこれしかないということになりまして、こういう単価に、50万ぐらいの単価が入ってきたということで、ちょっと延長まで伸びなかったんでございます。非常に申し訳ございませんでした。

○議長（河野）ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第2号議案について、採決を行います。お諮りいたします。第2号議案については、原案のとおり決するにご異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって第2号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第9、第3号議案、広島市の公の施設の利用に関する協議についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第3号議案、広島市の公の施設の利用に関する協議について。平成14年度から公共下水道の事業着手が予定されている砂走地区で、広島市の公の施設を利用して海田町の下水を排除するため、当該施設の利用等について、広島市と協議するものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくご審議願います。

○議長（河野）下水道課長。

○下水道課長（槇根）それでは、第3号議案、広島市の公の施設の利用に関する協議の内容についてご説明を申し上げます。議案の方では7ページから8ページにかけてでございます。それと資料4の1ページをお願いいたします。

まず、議案の方でございますが、1つ目の利用に供させる公の施設でございますが、場所は山陽新幹線高架橋の東側から山陽本線の北側で砂走地区と広島市安芸区の畑賀地区が接しているところでございます。下水道計画では、砂走第1処理分区に属するところでございます。資料の1ページの拡大図に示しておりますように、広島市が建設予定の管番号3944と3945の2の下水道管、これは口径が200ミリでございます。延長が55メートルほどですが、この管を利用させていただくというものでございます。次に、議案の2で、利用の目的でございます。これも資料の1ページで、砂走地区のピンクで囲んでおります区域、0.64ヘクタール分の本町の汚水を排除するため、広島市の公共下水道管を利用させていただくというものでございます。3番目の経費の負担でございますが、下水道施設の建設費や維持管理費は、計画下水道の割合で案分して負担するというもので、資料2ページの表に示しておりますように、管渠番号3944は本町50%、広島市が50%、管渠番号3945の2は本町が25%、広島市が75%の負担率になり、それぞれこの割合で建設費や維持管理費を負担することになるものでございます。なお、広島市は、まだ工事等は行っておられませんので、当面の費用負担はないものでございます。以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原君。

○4番（桑原）素朴な質問で恐縮なんですけれども、資料の4のページ2の方で、管番号が3944の方は毎秒、広島市は0.001、海田町も同じく0.001立方メートルというようになっているわけです。3945の2の方では広島市が0.03、海田町が0.01というような状況になっている。この差は何か、どういう要因でこうなるのかというのが第1点。それと、

負担率を出されるときに全体下水量の内訳、今申し上げた下水量的方でもって積算なされているようにですけども、全体排水面積は加味する必要がないのか、それをしなかったのはなぜなのか。2点、お願いいたします。

○議長（河野）下水道課主幹。

○下水道課主幹（野間）下水の量でございますけど、上に汚水量原単位と、広島市が0.0004824立米／SEC／ヘクタールと、海田町が0.00082768立米／SECという汚水の原単位が書いてあるんでございますけど、これは、このヘクタール面積に、単純に面積を掛けて出しております。それで、広島市との取り決めで、新町処理分区とか海田第2処理分区、海田中央第1処理分区の方も一応、協定を結んでおりまして、小数第4位の方を切り上げて、小数第3位どめにということで、広島市と話し合いで決めております。先ほど申しましたように、この0.004の、質問2のものでございますけど、0.004というのが、この汚水量原単位に今のヘクタール当たりの面積を掛けたものでございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。前田君。

○12番（前田）12番、前田です。今の資料の4の1ページで、見てもらってもわかるんですが、単純に行きますと、この説明書の図面は、上の方が高いわけですね、地形的にですね。ですから、わかりやすく言うと、改めて管勾配はとらなくとも勾配は自然にとれるというような状況にあるわけですね。特に、これ広島部分へ、別に直すなというんじゃないんですが、こっちに流さなならんという理由、そことのわずか4メートルほどの道路1本挟んで、図面の説明書では左側、海田町部分というか、向きの的には左向き、図面の左側を向いて流れていくと。この部分だけが右側を向いて流れていると。どういう理由によるのか、別にここは地形的に問題ないというような気もするんですが、その辺のことの説明をお願いしたい。

○議長（河野）下水道課主幹。

○下水道課主幹（野間）前田議員のご質問なんですけど、ご存じのとおり、ここの地区には工業用水等が、大変埋設物が多くございまして、先日も12月1日に事故を起こしましたことは記憶にあると思うんでございますけど、今の、ここの工業用水の埋設物を海田町の中で処理しようとした場合、全部下をくぐらせていかなきゃいけないということになりまして、事業費が大変高くなるというふうなこともございまして、金額として、ちょっと推進工法でしななきゃいけないという格好になりまして、1,000万ぐらい高くなるんじゃないかというふうに試算しまして、一応こういう、こちらの広島市の方へ流させ

ていただくようにしております。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第3号議案について、採決を行います。お諮りいたします。第3号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって第3号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第10、第4号議案、広島県市町村公務災害補償組合の共同処理する事務についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第4号議案、広島県市町村公務災害補償組合の共同処理する事務について、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正に伴い、広島県市町村公務災害補償組合で共同処理する事務を追加するものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくご審議いただきます。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）第4号議案、広島県市町村公務災害補償組合の共同処理する事務についてご説明いたします。広島県市町村公務災害補償組合から共同処理する事務を追加するため、地方自治法の規定により協議がありましたので、議会の議決をお願いするものでございます。追加する事務の内容ですが、現在、市町村立の幼稚園の医師、歯科医師及び薬剤師の公務災害補償を共同処理しておりますが、本年4月1日から、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正により、新たに市町村立の小学校、中学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償についても、幼稚園医と同様に、公務災害補償組合で共同処理を行うものでございます。この事務は、平成14年4月1日から施行するものであります。以上でございます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第4号議案について、採決を行います。お諮りいたします。第4号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって第4号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第11、第5号議案、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第5号議案、公益法人等の職員の派遣等に関する条例の制定について。公益法人等への職員の派遣等について統一的な事項を定めることにより、職員の派遣の適正化及び手続の透明化を図り、人材を有効的に活用するため、条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）第5号議案、公益法人等への職員の派遣等に関する条例につきましてご説明申し上げます。議案10ページと資料5に概要をお示ししておりますので、あわせてご覧いただきたいと思います。この条例は、従来各自治体がばらばらに運営していた公益法人等への職員の派遣について統一的なルールを設定するため、本年4月1日、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が施行されることに伴い、派遣制度等を法に従って整備する必要があることから、提案をさせていただいたものでございます。この条例によって派遣の対象となる公益法人等は、主として地方公共団体の事務、事業と密接な関連を有するもので、かつ事業の推進を図るため事務的援助を行うことが必要であるものに限定されております。本町ではシルバー人材センター、社会福祉協議会、町及び県の土地開発公社を派遣対象団体としております。このような団体へ職員を派遣する場合には、従来では休職させて派遣をしておりましたが、今後は休職せずに派遣することができるようになります。

それでは、条例の個別説明に移らせていただきます。第1条は趣旨で、法の規定に基

づき派遣に関して必要な事項を定めるという規定でございます。第2条第1項では、派遣することのできる団体について定めた規定であります。現在のところ、社団法人海田町シルバー人材センター、社会福祉法人海田町社会福祉協議会、海田町土地開発公社、広島県土地開発公社の4団体を派遣できる団体としております。同条第2項では、臨時職員、非常勤職員、条件付採用職員、再任用職員及び停職中または職務専念義務を免除されている職員は、派遣することができない旨を規定しております。同条第3項第1号では、派遣される職員の福利厚生、また2号では、業務従事の状態の連絡に関する事項について派遣先団体と取り決めを交わすように規定しております。第3条は、法第5条第1項関係でありまして、職員派遣の目的達成の観点及び職員の身分保障の見地から、職員派遣の目的を達成することが不可能または困難である場合には、派遣職員を不安定な身分取り扱いの状態に置くことなく速やかに本来の職務に復帰させることを、任命権者に義務づけているものでございます。1号から6号まで、どのような場合になったら派遣の中止等をして、本来の職務に復帰させるのかを規定しています。

第4条から第8条までは、派遣職員の給与、勤務条件等についての規定でございます。第4条及び第8条は、派遣職員に対して町が直接支給する場合に支給できる給与は、給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当だけと規定しております。その他のものは、派遣先が支給することになります。第5条では、派遣先で労災に遭った場合には、復帰後は公務災害として取り扱うことを規定しております。第6条では、復帰時には、派遣された職員が、派遣がなかった他の職員に比べて不利な取り扱いとならないよう必要な措置または適切な配慮をすることができるように規定しております。第7条では、派遣中の職員が退職した場合に、他の職員と比較して不利な場合には、給料月額を調整できるように規定されています。

第9条では、任命権者は派遣した職員の派遣先の処遇状況や復帰時の処遇状況等を町長に報告しなければならないという規定でございます。第10条は、実施規定でございます。附則でございますが、この条例は平成14年4月1日から施行するものでございます。2項で、当条例の施行に伴い、職員の休職に関する条例の廃止を定めております。以上でございます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原君。

○4番（桑原）4点ほど質問いたします。この法律に基づいて条例が施行されるというこ

となんですけども、いずれも14年4月1日、今年の4月1日から施行されるということになっております。それで、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、これは平成12年の4月26日、法律第50号をもって成立しているわけですけども、それで条例に皆委ねるような格好で、法律がそうなっていますから、それに従ってやられたというのはよくわかるんですけど、これまでの間を、こういう現実は、もう既に、これと同じようなことは動いているわけですよ。ですから、今までの根拠法規は何だったのか。要するに、12年の4月26日にこの法律が制定されて、条例もこの4月1日から施行されるというのはわかるんですけど、目的もわかるんですけど、今までは、じゃあ何に基づいてやっていたのか。それが1つ。

それから、法の2条の第1項、第2号に基づく、それによって定める政令というのがございます。それは12年12月20日に政令52号で決められているわけですが、そこに112法人が掲げてあるわけですけども、シルバー人材センターは、そのうちのどれに基づいて指定されたのかどうか、それが第2点。それから、今申し上げましたように、既に実績として、定年退職の人が、こういう公益法人に就職なさっていると思うんです。それで、定年退職後に大体何名ぐらい移っておられるのか。現役の方が一定の期間やられると帰られるわけですけども、復職されるわけですけども、そういう現役の人と定年退職の人の実績は大体、今までどのぐらいだったのか。それから、4つ目に、休職の条例を廃止なさったのはなぜか。この4点をお願いします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）1点目の、これまで何に基づいて派遣していたのかということですが、これまでそのような条例なり制度がなかったわけですが、各自治体ばらばら、休職で派遣したり退職させて派遣したりというような状況でございました。今後、身分制度をはっきりするということで、当条例ができたわけなんです、本町では、この休職条例を定めておりまして、休職により派遣をしております。それと、シルバー人材センターは公益法人のどの部分に当たるのかというご質問でございますが、シルバー人材センターは社団法人でございまして、当然公益法人の中に入っているところでございます。どの部分かというご質問ですが、ちょっとそこまで研究しておりませんので、申し訳ございません。

それと、退職後に何名、現役は何名か、これまでの実績ということでございますが、過去、社会福祉協議会とかシルバー人材センターに、現職で休職して派遣した例はあり

ますが、現在では、現職は派遣しておりません。それと、退職職員につきましては、それぞれの団体で雇用されておりますが、現在シルバー人材センターに以前海田町に勤めておられました方を1名、雇用されておるところでございます。休職条例の廃止でございますが、この派遣条例ができて、休職による派遣が必要でなくなったということで、休職条例を廃止しております。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）退職して再就職なさるといのは大体わかるんですけども、今の雇用事情で、なかなか、一般の方との関係で競合すると思うんですよ。その辺はどう考えておられるんですか。その調整といいますか、より民間の人の雇用拡大を図る時期ではないかと思うんですけど、そういう点はどう調整なさるつもりか。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）退職してそれぞれの団体が採用するということにつきましては、それぞれの団体の判断で行ってまいりますので、町としては、そのような意見を言える余地はないと考えております。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）8番、西山です。議案の12ページの条例第6条と第7条なんですが、この条例は定年退職延長で設けられた制度と解釈しております。現職の方で、今休職でシルバーとかにいらしている方はないということですが、この第6条と第7条で、規則で定めるところにより必要な調整を行うことができるという1項があるわけですけど、この行うことができる基準、本来ならば現職でいらした場合は調整しなければならないと、私は思うわけですが、この文言が適切である根拠をお願いいたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）まず最初に、この制度は定年退職者を対象にした制度ではありません。それと、先ほどの、これを派遣する場合は共済制度、派遣先の制度に入るわけございまして、我々であれば共済制度がありますけど、それぞれの団体は社会保険の加入団体となっておりまして、そこらあたりで、社会保険の制度に今度派遣した場合は加入するということで、復帰後、こちらに帰った場合は、そのような今まで職員が派遣されてなく、勤めておった者と同じような状況に調整するということでございます。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）私、何もこの制度は退職後の雇用の制度であるということは、今質問して

おりませんで、行政も、今企業も定年制が65歳になるということで、地方公共団体も一年一年、65歳まで延長のための制度の一環であると、私は認識しているわけです。ただ、復帰時における処遇ですよね、そこでこの文言が、必要な調整を行うことができるという文言は、何の根拠に基づいているのか。ですから、現職の方で派遣された場合は、必ず復帰後は、同時期に入社された方との調整を行うことが妥当ですよね。そういう文言も含まれていると思うんですけど、この調整することができるという文言であれば、しなくてもいいということですよ。その辺の附則とかただし書きとかはしなくて、この文言で決められた根拠は何でしょうかと質問しているわけです。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）文言のことですけれども、これは準則を採用しておるわけですし、できるということはそのとおりでございます。不利な状況にあれば、調整をしなければ、逆に読めば、しなければならないということでございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。山岡君。

○14番（山岡）14番、山岡ですが、これは、公益法人に対するこういう制度をつくられた場合は、今後採用ですね、各、例えば社会福祉協議会、土地開発公社のような採用の権限はどういうふうな形であるのか。どこに、町長であるのか、ただ、そのシルバーならシルバーですね、土地開発公社の方であるのか、その点ちょっと、お尋ねします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）それぞれの団体の採用につきましては、それぞれの団体でやられるというものでございます。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）そうなりますと、恐らく広報なんかでこういう形の採用をすると、募集をするということがあります。現在、いつの間にや入ったというような、過去に、社会福祉協議会なんかでも、いつ入ったかわからないような採用をされたという経緯があるわけですが、そういうことも明確にされるというふうにとっていいですか。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）各団体のことですので、私どもがどうこう言うわけにはいきませんが、公正にやられておると考えております。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）それでは、まあ大体、こういう派遣とかいう場合は、例えば定年間近な

方、58歳とか7歳のときにこういう場所に派遣をされて、2年間なら2年間、定年を全うして、最後にこっちに帰って定年を迎えるというのが、今まで我々が聞いた、そういうふうな方法があるわけなんです、それが、ここにありますように、期間が3年以内5年まで延長可ということになるんですね。そうしますと、60で定年になられても、そのままそこへ行かれたら、5年間は行けるということなんで、そういう解釈でいいんでしょうか。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）この条例は、こちらが派遣するというのではなく、相手方が派遣を求めてきた場合派遣ができるというものでございまして、定年はあくまでも、身分はありますので、定年は定年として対応していかなければならないと考えております。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）職員の派遣ですから、意味のとおりなんですね。これまで若干、疑いのある問題が生じたことがあるんですが、こうした社団法人であるシルバーとか社協であるとか土地開発公社、県の土地開発公社ですね。もしこれが、仮に解散をした場合、その職員は本町の職員になるようなことはないですね。これを確認しておきますが、どうですか。

○総務課長（上條）それぞれの団体が解散した場合、身分的には公務員ではありませんし、本町の職員になることはございません。

○議長（河野）ほかにございませんか。原田君。

○11番（原田）11番、原田です。この条例と、先に可決しました再任用制度の条例がありましたけども、例えば再任用されて職員扱いになった方も、今の課長の話であれば要望が、向こう先からあれば、その方が派遣できるという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）ここにありますように、職員の派遣の、派遣できない職員を定めておりますけど、第2条の2項の4号に、職員の定年等に関する条例により引続いて勤務しておる職員は派遣ができないとしております。

○議長（河野）ほかにございませんか。中岡君。

○17番（中岡）先ほどのお答えの中で、ちょっとおかしいなと思ったんですけども、例えば、派遣した職員がおるこの団体が解散をして、消滅したと。そのときに、今の総務課長のお答えでは、民間企業であるから町の職員ではないというようなお答えがあっ

たんです。派遣した職員は当然、戻れるんでしょうね。それをはっきりさせておくと、先ほどのお答えでは、全部知らんよと、こういうような表現でしたので、それをちょっと確認しておきます。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）ご質問のとおり、派遣した職員は、たとえその団体が解散することになれば、当然復帰するものでございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第5号議案について、採決を行います。お諮りいたします。第5号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって第5号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第12、第6号議案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第6号議案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。育児または介護をする職員の負担を軽減し、公務と家庭の両立を一層容易にするための措置の拡大を目的として、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）それでは、第6号議案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正により、育児、介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を容易にするための環境整備として、国家公務員について介護休暇の取得期間が三月から六月以内に拡充されたことに伴い、地方公務員についても所要の改正が行われたものでございます。

資料6の新旧対照表をご覧くださいと思います。第8条の2第1項ですが、育児

を行う職員の深夜勤務の制限が適用される職員についての規定ですが、改正前は同居の親族が養育している場合は制限の対象外であったものが、改正後は職員の配偶者で子の親が養育している場合に制限の範囲を緩和しております。第8条の2第2項では、時間外勤務の制限が適用される職員について定め、また時間外勤務の上限について、一月について24時間、1年間で150時間としております。第8条の2第3項では、介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限についての規定ですが、深夜勤務及び時間外勤務の制限が適用される職員について、これまでは同居の親族がいる場合は適用にならなかったわけですが、この改正により、要介護者がいれば同居の親族の有無にかかわらず深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となり得ることになります。第15条第2項では、介護休暇の取得できる期間を、連続する三月の期間内を連続する六月の期間内に改めております。

議案の15ページに戻っていただきたいと思います。附則でございますが、この条例は平成14年4月1日から施行するものでございます。第2条第1項、第2項で、必要な経過措置を規定しております。以上でございます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。山岡君。

○14番（山岡）14番、山岡ですが、本条例の改正によって、海田町の職員の中で何人ぐらい適用される人がおるか、ちょっとお尋ねします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）今まで、この条例を使いまして休暇を取られた方はございませんけど、現在何人おるかということについては把握をしておりません。

○議長（河野）ほかにございませんか。堀間君。

○7番（堀間）育児休業、介護休業、法令改正なりまして、この法律はわかるんですが、時間外の規制がございます。役場にはタイムレコーダーというものがございません。だから、もし仮に、この年間150時間にしても一月で24時間にしても、それを超えてはいけないわけですけど、超えているか超えていないか、何でもって判断されるんですか。

○議長（河野）総務課長

○総務課長（上條）時間外勤務につきましては、電算処理しておりまして、日々何時間やったかということは把握できるようになっております。

○議長（河野）堀間君。

○7番（堀間）電算処理というのはタイムレコーダーがあるんですか。何かコンピュータにつながっているんですか。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）時間外勤務命令を出すとき、電算に入力して、実施が終わりましたら確認を、その実績を入力するというシステムでございます。

○議長（河野）堀間君。

○7番（堀間）そうしますと、こちらが時間外をなさいということですから、命令をし、本人が承諾したという書類等は残っているんですか。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）現在、このような職員は対象者がおらないということで、承諾したとか何とかいうようなことはありませんけど、今後このような職員が出ましたら、そのような申請を出して対応していくようにはなろうかと思います。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第6号議案について、採決を行います。お諮りいたします。第6号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって第6号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第13、第7号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第7号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児休業の再取得に係る特別な事由を追加する等、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）総務課長。

○総務課長（上條）第7号議案、職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説

明いたします。資料7の新旧対照表をご覧くださいと思います。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成14年4月1日から施行されるに当たりまして、それに伴う所要の改正を行うものでございます。一部改正では、育児を行う職員の負担を軽減するための措置の拡大を図ることを目的とするもので、主な改正内容は、1点目、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を現行の1歳未満から3歳未満に引き上げる。2点目、代替要因として、これまでの臨時的任用に加え、新たに任期付採用を行えるよう措置。その他経過措置等、所要の改正となっております。

それでは、第2条第3号でございますが、育児休業をすることができない職員ですが、育児休業を承認する日から起算して1年以内に任期が満了する職員及び定年に達したことにより退職することとなる職員を、育児休業法第6条第1項の規定により、任期を定めて採用された職員に改めております。第3条第3号、再度の育児休業をすることができない特別の事情を加えておりますが、職員が育児休業を取得する場合、これまでは、1年の育児休業中の途中で勤務し、その後また育児休業を取るなどの再度の育児休業の取得は認められなかったわけですが、改正により、育児休業計画書により、3年以内で配偶者が子を常態として3カ月以上養育し、その後職員が再度育児休業を取得するということが可能となっております。このことにより、夫婦が子の養育のため交互に育児休業を取ることが推進されます。続きまして、育児休業の承認の取り消し事由、第5条第2号ですが、育児休業を取得できる期間が3年未満に延長されたことにより、育児休業中の職員が当該育児休業に係る子以外の子の育児休業を承認しようとするときを加えております。第5条の2ですが、任期を定めて採用された職員の任期の更新の規定でございますが、任期を更新する場合は、あらかじめ職員の同意を得なければならないとしております。

議案17ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成14年4月1日から施行し、経過措置については公布の日後に、3歳に達する日までの期間について請求することができるものと規定しております。第2条1項は、既に育児休業を取得し、施行日前、育児休業を終了した職員について、施行日前の育児休業を育児休業とみなさないことにより、施行日後に再度育児休業を取得できるようにした規定でございます。2項は、既に育児休業を取得し、施行日前、終了した職員については適用しないという規定でございます。以上でございます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第7号議案について、採決を行います。お諮りいたします。第7号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって第7号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第14、第8号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第8号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律により、保健婦を保健師に名称変更するなどの改正がなされたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）それでは、第8号議案、海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきまして、ご説明申し上げます。今回の条例改正案でございますが、先ほども町長からもございましたが、国の保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴うもので、専門資格の名称が女性と男性とで異なっている現状を改めるとともに、専門職にふさわしい名称とする必要から、保健婦を保健師などの名称変更がなされたことにあわせて、文言の整理を行うものでございます。それでは、お手元の資料番号8の新旧対照表でご説明申し上げますので、ご用意ください。A4判の1枚ものでございます。

第8条、保健事業の第1項第1号中の、「保健婦」を「保健師による健康指導」に、第3号中の「伝染病」を「感染症」とし、第5号中は用語を整理し、第7号中の「リクレーション」を「健康づくり運動」にそれぞれ改めるものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。今後も保健事業の充実を図り、医療費の抑制に努めるものでございます。以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。堀間君。

○7番（堀間）7番、堀間です。リクレーションを健康づくり運動と読替えられるというか、言葉を替えられたんですけども、ちょっと内容が違うような気がするんですが、これは海田町だけの判断でそうされたんですか。また、根拠を教えてください。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）現在、ご承知のとおり、町内におきまして、それぞれ被保険者を含みました町民の方々が、健康づくりのために、特にウォーキング等を盛んに行っておられます。先般、議員の皆様にもお渡ししたと思いますけど、国保会計からしましても、こうしたウォーキング手帳を作成しまして、このウォーキング手帳の中身はもちろんでございますが、こうした健康の記録表をあわせて皆様にお渡ししまして、この健康表を記載していただいて、継続した中での健康づくりを目指しております。確かにレクリエーションというものが以前、そういう面での仕事や、回復することのために「リクレーション」という表現をさせていただいておりましたが、現在、状況等が変わりまして、わかりやすく表現させていただいたということでの、今回の用語の改正とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第8号議案について、採決を行います。お諮りいたします。第8号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって第8号議案は、原案のとおりこれを決します。

ここで暫時休憩をいたします。執行部の入れ替え等がございますので。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 46 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引き続きまして、本会議を再開いたします。

この際、日程を追加し、追加日程第1としまして会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の11番、原田君が本日、早退届を出されておりますので、会議規則第110条の規定により、会議録署名議員に12番、前田君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第15、第9号議案、平成13年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第9号議案、平成13年度海田町一般会計補正予算（第4号）。平成13年度海田町一般会計補正予算（第4号）は、海田南小学校区留守家庭児童会室建設工事費の増額、街路事業に係る用地交渉の不調による用地購入費等の減額及び事業完了に伴う残額の整理等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ1億8,413万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億2,424万1,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、平成13年度海田町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料9の平成13年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。資料9でございます。

それでは、まず7ページをお開きください。総務費の総務管理費の文書広報費の需用費でございますが、広報かいたの入札残に伴い、印刷製本費500万円の減額でございます。財政管理費の積立金につきましては、定期預金による利率及び運用期間の変動に伴い、財政調整基金利子等、合わせて487万1,000円を減額するものでございます。民生費の社会福祉費の同和対策費の負担金及び補助金でございますが、就業資金補助金の申請がなかったことにより、64万4,000円を減額するものでございます。老人福祉費の委託料でございますが、利用者数が当初見込みより少なかったこと等による老人ホーム入所措置ほか8事業の執行残、合わせて490万円を減額するものでございます。

8ページに移りまして、扶助費でございますが、対象者の減少等により敬老祝金ほか5事業の執行残、合わせて200万5,000円を減額するものでございます。貸付金につきましても、利用者がなかったことによる高齢者住宅整備資金貸付金420万円を減額するものでございます。繰出金でございますが、介護保険給付費の増加に伴う法定負担金の増

により、介護保険特別会計への繰出金558万3,000円増額するものでございます。老人福祉センター費につきましては、歳入の財産収入で計上しておりますが、地域福祉基金利子の減少に伴う減額分を一般財源で補うため、財源振替をするものでございます。次に、心身障害者福祉費の貸付金でございますが、利用者がなかったことによる身体障害者住宅整備資金貸付金420万円を減額するものでございます。福祉医療費の扶助費でございますが、医療費の減等による乳幼児医療費及び老人医療費合わせて649万3,000円の減額でございます。繰出金につきましては、老人保健医療費の増により、老人保健特別会計への繰出金2,188万9,000円を増額するものでございます。

9 ページに移りまして、国民健康保険事務費の繰出金につきましては、国民健康保険税軽減対象世帯の増加による保険基盤安定繰出金及び出産件数の増加による出産育児諸費繰出金、合わせて518万3,000円を増額するものでございます。児童福祉費の保育所費の委託料でございますが、未満児の増加による主任保育士の加算等により、私立保育所委託料1,470万8,000円を増額するものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、入所児童、特に3歳未満児の増加に伴う私立保育所運営費補助金及び乳児保育促進事業の対象施設増に伴う特別保育事業等補助金、合わせて385万2,000円の増額でございます。次に、衛生費の保健衛生費の環境衛生費の負担金補助及び交付金でございますが、小型合併処理浄化槽補助金の申請が少なかったことにより、152万3,000円を減額するものでございます。保健センター総務費の扶助費につきましては、対象者等の減による共同作業所通所者交通費及び精神障害者通院医療費の助成金、合わせて120万円の減額でございます。

次に、衛生費の清掃費の塵芥処理費の工事請負費でございますが、焼却施設補修工事の入札残130万円を減額するものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、広域不燃物最終処分場事業費用に係る実施設計業務及び整備計画策定業務等委託料の入札残に伴う負担金の減額と、10ページに移りまして、広域ごみ焼却事業に係る負担金の減額、合わせて2,052万7,000円を減額するものでございます。農林水産業費の林業振興費の工事請負費につきましては、上横走地内治山堰堤土砂除去工事の入札執行残400万円の減額でございます。土木費の道路橋りょう費の道路維持費の委託料につきましては、街路樹等管理委託料の入札執行残100万円の減額でございます。工事請負費につきましても、町内道路舗装補修工事に係る入札執行残1,500万円の減額でございます。道路新設改良費の工事請負費につきましても、町内道路改良工事の入札残400万円の減額でござ

ざいます。公有財産購入費につきましては、町道6号線道路改良工事に係る用地購入費として2,323万7,000円を増額するものでございます。

11ページに移りまして、都市計画費の都市計画総務費の負担金補助及び交付金でございますが、連続立体交差事業等負担金、合わせて6,814万3,000円を減額するものでございます。繰出金につきましては、公共下水道事業特別会計の繰出金5,382万4,000円を減額するものでございます。次に、駅前整備費でございますが、国の経済対策に伴う第2次補正予算に伴い、14年度実施予定の駅南口土地地区画整理事業を前倒しして実施することによる消耗品費20万円、実施設計委託料3,130万円、事業用地購入に伴う公有財産購入費4,050万円、及び用地購入に伴う物件移転補償費1,800万円を増額するものでございます。街路事業費の工事請負費でございますが、町内道路改良工事に係る入札執行残850万円を減額するものでございます。公有財産購入費でございますが、用地交渉の難航による用地購入費4,672万4,000円の減額でございます。負担金補助及び交付金は、海田臨港線負担金100万円の増額でございます。補償補填及び賠償金につきましては、用地交渉の難航に伴い1億52万円を減額するものでございます。

12ページに移りまして、公園費でございますが、執行残の整理といたしまして、需用費の光熱水費の250万円、委託料の事務事業委託料の100万円をそれぞれ減額するものでございます。住宅費の住宅管理費の工事請負費につきましては、3件の町営住宅改修等工事に係る入札執行残の整理といたしまして、250万円を減額するものでございます。河川費の排水路費の工事請負費でございますが、町内水路改修工事に係る入札執行残180万円を減額するものでございます。補償補填及び賠償金につきましては、水道管移設補償費の執行残100万円を減額するものでございます。

13ページに移りまして、消防費の非常備消防費でございますが、歳入の消防債で計上しておりますが、防災まちづくり費用に係る消防施設整備事業債の減額に伴い不足分を一般財源で補うための財源振替でございます。教育費の小学校費の学校管理費の委託料でございますが、海田南小学校の下水道接続に伴う浄化槽保守点検業務委託料の執行残116万円を減額するものでございます。工事請負費につきましては、海田西小学校屋外教育環境整備工事の入札執行残506万4,000円を減額するものでございます。社会教育費の公民館費でございますが、歳入に計上しております教育費補助金の情報通信技術講習推進補助金の減額等による不足分を一般財源で賄うことの財源振替でございます。留守家庭児童費の委託料でございますが、海田南小学校区留守家庭児童会室の整備に係る建

設設計業務委託料の入札執行残91万5,000円を減額するものでございます。工事請負費につきましては、海田南小学校区留守儿童会室建設工事費3,544万5,000円を増額するものでございます。

14ページに移りまして、保健体育費の保健体育施設費でございますが、歳入に計上しております織田幹雄スポーツ振興基金利子の減少に伴う減額分を一般財源で補うための財源振替をするものでございます。公債費の利子の償還金利子及び割引料でございますが、一時借入金を行わなかったこと、及び12年度借入の起債の借入利率が見込みより低かったことにより、1,052万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。1ページの方をお願いいたします。まず、町税の町民税の個人現年課税分でございますが、個人所得の減少による2,167万4,000円の減額でございます。法人現年課税分につきましては、納税額増に伴う2,124万4,000円の増額でございます。利子割交付金でございますが、県からの交付見込み額の通知により2,622万5,000円を増額するものでございます。地方消費税交付金につきましても、交付見込額の通知に伴う2,836万円の減額でございます。分担金及び負担金の児童福祉費負担金でございますが、未満児の入所増に伴う保育所保護者負担金131万9,000円の増額でございます。

2ページに移りまして、国庫支出金の国庫負担金の民生費国庫負担金につきましては、利用者が少なかったことによる老人福祉施設措置費負担金27万円の減額、また、主にゼロ歳児及び1歳児の増員による支弁額の増に伴う保育所運営費負担金2,862万7,000円の増額、国民健康保険税軽減世帯の増加に伴う保険基盤安定負担金219万1,000円を増額するものでございます。国庫補助金の衛生費国庫補助金の保健衛生費補助金でございますが、合併処理浄化槽設置に伴う補助申請件数が少なかったことによる64万1,000円の減額を行うものでございます。都市計画事業費国庫補助金の都市区画整理事業費補助金でございますが、先に歳出でご説明をいたしました国の経済対策に伴う第2次補正予算に伴う駅南口土地区画整理事業を前倒しして実施することによる補助金4,000万円の増額でございます。

3ページに移りまして、教育費国庫委託金の教育費委託金でございますが、制度の変更に伴う次世代ITを活用した未来型教育研究開発事業委託金を120万円減額するものでございます。県支出金の民生費負担金につきましては、国庫支出金でご説明しましたとおり、老人福祉施設措置費負担金13万5,000円の減額、保育所運営費負担金1,431万

3,000円の増額、保険基盤安定負担金109万6,000円を増額するものでございます。都市計画事業費負担金の土地区画整理事業費負担金につきましても、先に国庫補助金でご説明をいたしましたとおり、駅南口土地区画整理事業に伴う広島呉線整備に係る県負担金127万3,000円を増額するものでございます。

県補助金の民生費補助金の社会福祉補助金でございますが、利用者等減などによる在宅福祉事業費補助金、修業資金補助金、福祉医療費補助金、4ページに移りまして、訪問介護利用者負担額軽減対策事業費補助金を合わせて、883万7,000円を減額するものでございます。児童福祉費補助金につきましては、乳児保育促進事業対象施設増に伴う特別保育事業補助金及び対象児童の入所による障害児保育事業補助金、合わせて369万円を増額するものでございます。衛生費補助金の保健衛生費補助金でございますが、合併処理浄化槽設置に伴う申請件数が少なかったことによる44万9,000円の減額でございます。教育費補助金でございますが、情報通信技術推進補助金296万円の減額、補助対象事業費の減に伴う海田西小学校区留守家庭児童会室施設整備費補助金の減額、海田南小学校区留守家庭児童会室施設整備に係る社会福祉施設等整備費及び施設整備費補助金944万7,000円の増額、合わせて648万7,000円を増額するものでございます。財産収入の利子及び配当金でございますが、定期預金による利率及び運用期間の変動に伴い、財政調整基金利子等を合わせて517万5,000円を減額するものでございます。繰入金の財政調整基金繰入金でございますが、工事請負費入札執行残、公有財産購入費、補償補填及び賠償金の執行残等による整備により、2億3,996万1,000円を減額するものでございます。町債の民生債の福祉住宅整備費資金貸付事業債でございますが、身体障害者及び高齢者住宅整備資金貸付事業の利用者がなかったことにより、合わせて840万円を減額するものでございます。土木債でございますが、新たに起債の対象となったものの増額、用地交渉の成立や難航及び事業費の変更等による増減額、あわせて道路整備事業債3,570万円の減額、事業費の変更による総合公園整備事業債1,450万円の減額、国の経済対策に伴う第2次補正予算に伴う駅南口土地区画整理事業前倒しによる都市計画事業債3,870万円の増額、事業費の変更に伴う水路整備事業債340万円の減額するものでございます。消防債の消防施設整備事業債につきましても、事業費の変更による40万円の減額でございます。

6ページに移りまして、教育債につきましては、海田東小学校地震災害復旧事業債40万円の減額、及び海田公民館地震災害復旧事業債20万円の増額でございます。以上で、

事項別明細書による説明を終わります。

次に、第9号議案により、議案のご説明をいたします。議案の方をお願いします。歳入歳出予算の補正でございますが、先にご説明をいたしました各項目を合わせて、合計しますと、歳入歳出それぞれ1億8,413万7,000円の減額となり、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84億2,424万1,000円となります。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。議案5ページの第2表、繰越明許費補正をお開きください。5ページでございます。ここにありますとおり、6件の繰越明許費の追加を計上しております。まず、土木費の道路橋りょう費の町道3号線、6号線、8号線の道路改良事業でございますが、用地取得及び物権移転補償につきまして、土地及び物件の所有者と3月中に契約を締結する予定でございますが、移転先の建物等が年度中に完成しないため、用地取得費及び物件移転補償費の支払手続きが14年度にまたがりますので、繰越明許手続きを行うものでございます。次に、都市計画費の海田市駅南口土地区画整理事業でございますが、国の経済対策に伴う第2次補正予算により、14年度事業を前倒しして実施いたしますが、事業が14年度にまたがることとなりますので、繰越明許の手続きを行うものでございます。金額は9,000万円でございます。次に、海田総合公園進入路整備事業でございますが、用地取得及び物権移転補償につきまして、土地及び物件の所有者と3月中に契約を締結する予定でございますが、物件の移転が年度中に完了しないため、用地取得費及び物件移転補償費の支払手続きが14年度にまたがりますので、繰越明許手続きを行うものでございます。金額は1,250万円でございます。教育費の社会教育費の海田南小学校区留守家庭児童会室建設事業でございますが、国の第2次補正予算対象事業として実施してまいりますが、年度内に工事を完了しないことが見込まれ、14年度にまたがることとなりますので、建設事業費3,544万5,000円について繰越明許の手続きを行うものでございます。

次に、議案の6ページの第3表、地方債補正についてご説明いたします。ここにお示ししておりますように追加を3件、7ページに移りまして廃止を3件、それから8ページから11ページにかけまして変更13件、合わせて19件を計上しております。内容につきましては、歳入でご説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

以上で、平成13年度海田町一般会計補正予算の説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。ページを示して言ってください。崎本君。

○ 10 番（崎本）10番、崎本です。まず、1 点目が、10ページの林業振興費の400万円、執行残のご説明を、執行残があったから400万円あったでは、ちょっと説明がわかりません。それから、土木費の15の工事請負費の4号線と8号線の2カ所で1,500万円の執行残は、工事内容の変更か何か。ただ2件で1,500万円の執行残ということでは説明不足と思います。

それから、13ページの教育費の工事請負費3,544万5,000円、これはここの資料10のこれと思いますが、これはちょっと私、計算したら、坪当たり70万になりますよ。現在の建築の見積もりのあり方ですと、坪70万といったら莫大な金額だと思いますが、ちょっとこの内容の説明をお願いします。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（久保）それでは、崎本議員のご質問にお答えします。まず、10ページの林業振興費の工事請負費の400万の入札執行残につきましては、12月議会でご説明申し上げましたように、この工事の、要するに運搬の部門を2トン車から10トン車へ、経済性を重視しまして設計を変更しております。この関係で入札されて、この400万が執行残となったものでございます。次に、同じく10ページの道路維持費の工事請負費1,500万の減額でございますが、町道4号線道路補修工事入札執行残が1,400万、それと8号線が100万の執行残となっております。この1,400万の主たる理由は、当初設計を2層の舗装で設計をしておりました。試掘等を含めまして、道路の状態を見まして、1層でよい部分が延長がかなり出てきたということで、設計をそのような設計にして入札を執行いたしましたところ、1,400万の入札執行残ということでございます。8号線につきましては、設計は変更ございませんが、入札による執行残でございます。

次に、13ページの海田南小学校の留守家庭児童会室建設工事3,544万5,000円の予算計上でございますが、仰せのとおり、これを160平米で割りますと、坪当たり70万余りとなってまいります。ただ、これにつきましては、児童館にかかわるすべての工事費を含んでおります。例えば外構工事とか、それとこのすぐそばに隣接します体育館の、特にガラス部分、これは建築基準法から定められておるものでございまして、特に消防関係のことでこの体育館の窓の改修、これが約260万ぐらい含まれております。そういうことで、これを差引きまして、単純に留守家庭児童会の部屋の建設工事を坪当たりでいいますと、63万ぐらいになろうかと思います。大体今、平均的に、こういう公共施設としての留守家庭児童会とかそういうものの、これが軽量鉄骨の構造で平屋建て、それで外

壁がセメント系サイリング、これはセメントをタイル状の、少しタイルより大きいわけですが、焼きつけのような感じで乾燥させたものを張って行って、その上へ塗装するということでやっておりますので、それでいいですよと、大体70万かそこらの平均的な建設単価が出てまいります。それで建設を計画しております。以上です。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）あれはね、今言われましたように2層を1層にしたとか2トン車を大型10トン車でやったとか、こういうことは、積算のときにもう既に調査していなければいけないことじゃないですか。それを今、この予算の中で変更して、何のために、それじゃ、調査して積算されます。どういうことでしょうね。今の答弁の仕方で、小学校のこの承認案件に出てます、この中にそういう、おたくが説明したようなことを一つも書いてないでしょ。これだけのものをつくって、これだけの、三千何ぼじゃけん、おい、これ承認してくれよと、これはあまり、書類の出し方というものに矛盾していませんか。防弾ガラスがどうの外さくがどうの、そういうことは一つもここに書いていないでしょう。書いていないのに、これと、予算書の3,544万5,000円を出してきて、これを承認せよと言う。それはちょっと、課長さんの考えは間違うとって、50坪の計算70万になりましたが、それと違って計算の仕方がこうですとか、そういう物事の説明のやり方、こういう予算を出すときにそういう物のやり方というのは、これはないじゃないですか。ちょっと不親切じゃないんですか。だれから見ても考えるでしょう。平米数が160平米で3,500万だったら、割ったら坪数に対して70万かかるじゃない。だれでもわかるでしょうが。

そういう考えやから、今の調査して積算して予算を立てるときに、400万の差じゃことの、今の2層どうのこうの、これ、何ぼの工事か知りませんよ、既に1件の工事で1,400万の差が出てくるという。これは設計ミスですよ。そのために調査もやっておられるんじゃないんですか。もうちょっと、物を真剣に答弁してくださいよ。どうですか、町長。町長の考えはどうですか。そういうものの不親切さで、この承認案件を承認してくれいや、間違いですよ。これは予算の承認もできやしませんよ、こんな考えじゃ。どうですか、町長。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）留守家庭児童館につきましては、資料の方でお示ししておりますように、定員60人を想定しました。建築面積160平米、構造的には軽量鉄骨平屋建てという

ことで計画をいたしております。これにつきまして、先ほど建設課長の話の中で体育館の部分という部分があるわけなんです、これにつきましては、この体育館の横にこの建物を建てるということで、体育館の補修をしなければいけないということの中で一括した工事の中に含んだものでございます。ご指摘のように、この資料の中でそういった部分を表示をしておらないというところで、非常におわかりにくかった部分もあらうかと思います。これにつきましては今後、そういったわかりやすい資料づくりを心がけていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（久保）町道4号線の再質問でございますが、通常予算をいただくときに概算設計を行いまして予算をいただいております。それで、発注に際して設計をしてまいって、発注するわけでございますが、そのときにその発注をいたしまして、道路の試掘調査、そういうものも含めまして発注をいたしております。それで、道路の状況を把握いたしまして、今回の1層でよい部分が出てまいっております。そういうことで、これまでも発注の形態の中で発注いたしまして、試掘をし、その状況を把握して工事を施工していくということで参っておりますし、そういう形の中で工事を進めておるということで、1層の部分でよいという部分が出てまいりましたので、そういう入札の格好とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（河野）崎本君。

○10番（崎本）最後やけど、言われることが全然わかりませんよ。今までの、工事をされたときの工事の内容説明というか、その内容というものが残っていないんですか。それから、予算を立てる前にそういう試掘とか、どうか知らんが、書類の設計する前に、当然、そうじゃなかったら入札してからですよ、2層が1層でええじゃ。それじゃ、何で1,400万円も上乗せで入札するんですか。それじゃ、もしか業者が2層じゃなければいけん言うたら1,400万、今度はやってしもうた業者、1,400万得するでしょうが。予算の立て方そのものに問題があるんじゃないんですか。

それと、教育部長、あんたいつから町長になられたのか知らんが、そういう鉄骨やどうのこうの言うて、事前説明がこの中に書いてありますか。書いていないのに承認せい言うて、これ承認したら、これ高いじゃ安いじゃ言うたって、どこで今度は、こういう説明はどこで受けるんですか。ここで説明せないけんでしょうが。そうじゃないんですか。町長、今までの私の質問に対して、どういう考えかちょっと、お答えをお願いします。

す。もう最後ですから。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）崎本議員のご質問のとおり、やはり、さっきも教育部長も申し上げましたように、もう少しご理解をいただいた上でのご承認いただくというのが、これは当たり前のごさいますので、できるだけ今後、丁寧に、そういうご質問をいただかんような資料を提供させていただきたいと思います。ご了承願いたいと思います。

○議長（河野）ほかに質疑はございますか。住吉君。

○13番（住吉）崎本議員から厳しい追及を受けておりますけれども、前回の議会で西小の児童館についても非常に見積もりが高いというふうに私は申し上げたんですが、結果的には若干安く落札しておりますけれども、やはり、見積もりをこうやって公表した以上は、どうしてもそれにつり上げられて入札額が上がってくるというふうに私は見るんです。だから、ここへこんなに上げたら、必ずもう高い落札額になると思いますよ。ここでしっかり追求しておけばまた変わるかもわからんからやります。

崎本議員がおっしゃったように、48.5坪ありますので、坪数になおした方が理解しやすいんで、そうしますと坪当たり73万ぐらいになるんですよ。さっきの体育館が何とかで260万ぐらい引いても、やっぱり70万ぐらいになりますね。それで、軽量鉄骨だからと言われているけれども、今は鋼材が物すごく下がっておるんですよ。鋼材でやる方が安いんです。この前の議会の後、私は県庁へ行きました。なぜこの建築物の見積もりが高いのか、うちのが高いもんだから、県はどういう考えを持っておるんだと言いましたら、やっぱり難しいと。今は物価破壊というぐらい、もう資材も何も下がっておるし賃金も下がっておるから難しい。難しいから基準表だけ照らすのではなしに、市場調査をするんだと言うておりました。市場調査をしておられますか。そんなこともしないで、ただ、あなたらプロだから、基準表だけを引いて70何万かかりますという見積もりをしたんじゃだめなんですよ。プロなんでしょう、本当に。給料もらって、これで食っておるんでしょう、あんたら。だから、プロはプロの自覚を持って、慎重に取り組んで真剣な見積もりをする必要があるというふうに、私は思います。それで、私も市場調査のつもりで新聞の切り抜きとかチラシとかいっぱい、市場単価を調べようと思えば資料はあるんです。それを調べて、しかも住宅展示場へ行ってみました。そうしたら、一番いい例が、その坂の平成ケ浜一丁目にアイフルホームというのがあるんですよ。ここは安いなと思って行ってみたんですよ。大体坪単価30万です。外構なんかを入れて、附属施

設も入れて33万。うちは倍ぐらい見積もっておるんですよ。70何万言ったら3倍ぐらいじゃないんですか。倍以上になるんです。そういう状況なんですよ、市場価格は。

それで、今いろいろ理由をつけられました。言い逃れですよ。軽量鉄骨だ、いや隣に体育館があって何とか、ガラスを何とかいうようなことを言っていましたけど、今の図面を見てみますと、中はがらんどりますよ。住宅の場合は30万でつくっても、仕切りがあるし、建具があるし、2階建てで、その坪数でできるんですがね。今の坪数と合わせてやるものが1,100万でできると言うております。実際に立派な建物です。それで、60年間保証ですよ、今。いろんな物をつけて、設備を。それで、20年は完全にいろんな整備を一切面倒見ましょう、修理等、というふうな状況で売り出しております。ここを言うたら、こんな建物であったら1,000万でやります言うたよ。これはなぜかといったら1階だから。2階建ての大体同等の坪数で1,100万、これはすばらしいものですから。今はそういう状況なんですから、もう少し真剣に取り組んで市場調査をやって、今、呉の方へ行っても広島の方へ行っても、いっぱい住宅展示場があるじゃないですか。そんなものを見てみなさい。坪が70万もするようなのは1軒もない。ここにありますがね。ヒノキづくりのヒノキの家いうて、40万ですよ。ヒノキの4寸角で。だから、何を考えておるんかと思うんです。そういうことをよく勉強して、よく調査をして、それで見積もってほしいということを言いたいんです。私が一般質問でこれを取り上げておるから、このぐらいにしますけどね。今のことについて、ひとつご答弁をお願いします。本当に市場調査をやっておるのかどうか。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（久保）この建築物の設計につきましては、これまでも何度もご説明申し上げておりますように、公共事業でございますので、国の歩掛、県の単価、これを用いて設計を行っております。先ほど県の方へ行かれて市場調査もしておるというのは、県の単価に反映をさせるための調査等々でございます。それで、特にこの件につきましては、国の補助金もいただいておりますので、この補助事業につきましては、当然のことながら、公共事業ということもありまして、この歩掛、単価を使用して積算しなさいというような国・県の指導がございます。そういう中で積み上げておるものでございまして、町の職員が独自に単価、歩掛を構成しておるものではございません。そういうことでの結果が、この積算となっております。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（河野）住吉君。

○ 13 番（住吉） ちょっとそれは納得できへんのだけどね。国の歩掛とか単価表を吟味するのは当然でしょうけども、それでは今の時代に合わんのですよ。それをやらなければ、安くやったら国の検査等で文句言いますか。公共施設だから高いのがいいんだというようなことはないと思うんですがね。その説明の仕方は私、納得できない。調査しますけどね。そんなことはないはずです。県の担当者がそう言うておりました、もう鋼材なんかは日々変動するんで見積もりようがないと。だから、本当に市場調査を頻繁にやって、その日の単価でもって見積もるんだというふうなことも言うておりましたから、これは公共施設だから国が定めた高いので見積もれというようなことは全然あり得んという話ですよ。国が高い方を奨励しておるということは考えられんですからね、確認してみますけども。

○議長（河野）ほかに。前田君。

○ 12 番（前田） 12番、前田ですが、今の、補正予算の説明書の13ページ、これ今、2名の議員さんから出ておるわけですが、まず課長か部長の説明かいな、これで、南小学校留守家庭児童会室の建設工事で、横の体育館の窓がどうだから、どうもちょっとこれ、よくわからん。留守家庭児童費の中に、何で体育館の。先ほど来、でたらめやらわけのわからんやら言われておるが、そのとおりで、ちょっとこの辺が、どういうことか、もうちょっとこれが、でたらめと言われるゆえんがここらにあるんじゃないか。留守家庭児童費で小学校の体育館を直すのかどうか、これがまず1つ。

これは、毎回これは出ておるんですが、この420万円を2つで840万円、8ページの真ん中ほど、高齢者と身障者というやつで、これは上げにゃならんのかどうか、これは10年目で使われたことないんですよ。毎年これ上がっちゃ落とし、上がっちゃ落とし。要るんなら、これは補正か何か、それこそ慌てて組んでも十分間に合おうし、いろんな感じの執行残を総額で組んでも420万だ。全部足しても、老人と身障者と合わせても800万しかない。これを毎年わけのわからん、上げちゃ引っ込め、上げちゃ引っ込めしておるのが、これはどういうことかいうのをひとつ、また、もうちょっとわかりやすく、法的に上げにゃならんじゃないと言われれば、私もよくわからんから、ああそうかなと思うてしまうんだけどね。それと、相対的に、先ほど来出ております工事の、これもあちこちいっぱいありますので、15番、まとめていきますが、これはやっぱり、見積もりを再考する必要があるんじゃないかと。まとめた答弁でお願いしたい。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本） 1点目の、体育館と留守家庭児童会の件につきまして、お答えいたします。先ほど申しましたように、今回の留守家庭児童会の建物を体育館の北側に、すぐ北側に建てるということで、体育館の建物について建築基準法上の改修をしなければならないということが起こってまいりました。そうした中で、方法論としては、体育館を別工事に、留守家庭児童会室を別工事にという方法もあるわけなんです。今回につきましては、留守家庭児童会の原因でもって体育館を改修しなければならないということになりましたので、予算を留守家庭児童会の工事の中に一緒に組ませていただいて、やらせていただくというものでございます。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）貸付金の高齢者並びに障害者の貸し付け、これはご指摘のとおり、これまで、制度ができてから長い間、こういう予算を当初で組ませていただきながら、事実上、利率が下がってきたということで、利率のメリットが少し減退しているということで、貸付がないのが状況です。歳入の方でも、ご覧のとおり、全額起債になるわけでご覧になって、これまでもこういうふうなご指摘を受けながら、当初予算に上げるべきかどうかというふうな検討をしてまいりましたけれども、県との協議の中で、起債の申請時期、補正で対応が難しいという面がございまして、一応、これまでの検討の中では、起債の申請時期と、起債をやはり当初予算で組んでおいて、それで起債で全部補てんをされるというふうな状況の中で、一応、種々検討をされてきた経過の中で、当初予算で上げさせていただいておるということでございます。PR等については、これまでも何回か、PRすべきではないかというようなお話がございましたけれども、これについては、できるだけ高齢等でも介護等でもPRをしたりしておりますけれども、事実上、ご指摘のとおり、実績がないということでございまして、今ご説明したような経過で、当初予算で組ませていただいて、長い間、補正で減額というふうな状況でございます。さらに、検討を加える余力があるならば、その辺も含めて、また詰めてみたいというふうに考えております。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（久保）積算の方法でございますが、基本的には、先ほど申しましたように、国・県のものを使用して積算を行っていく。それでは高いものとするのかということもございましょうが、そういう国・県の調査によりまして、単価にしても年間四、五回、改正がございまして、その市場を調査した上で、高い場合は高い、低い場合は低い単価の

改正でございます。それと、歩掛につきましても、その状況、技術的な進歩あるいは工事の状況を勘案しながら、歩掛についても、改正がその都度なされております。そういうことで、根拠立ったものをもって積算をするという意味合いもありまして、県・国のそういうものを使用して積算をやってまいりたいと思っております。

○議長（河野）前田君。

○12番（前田）そういうことで何回も言うておるんですが、いわゆるコンサルの意味が全く生かされておらんと、いわゆる事前調査とか過去のおいても、そういうことで、コンサルなんかやめてしまえと。だから、そういうことで、実際に工事に当たって、障害物が出ればそこで補償すればいいじゃないかと、これは要望でいいですが、ここらも含めて検討されたいし福祉部長もそうですが、議決で、起債なら起債の議決だけしておいて、火急なときというか要望が、そういう申請があったときに起債を起こせば、利息も助かるのではないかと。これも検討、要望でひとつ終わりたいと思いますが。

教育部長、先ほど来、軽量鉄骨、軽量鉄骨ということで随分出ておるんですが、過去、学校の体育館云々について、耐震云々問題で、補強を何億もかけてやってきておるわけですが、これは私も図面で、それで字が小さいのと両方でようわからんのですが、漠然と、梁間が9メートルぐらいあるんじゃないかと、ちょっと私、これだけで見るわけですが、果たして軽量のもので、一般的に鉄骨というような言い方をしますと、漠然と言うても35年ぐらいの耐用年数、40年ぐらいの耐用年数をみるんじゃないかと思うんですよ。どれぐらい見積もって設計されておるか知りませんが、執行残も95万ほど出ておるわけですが、これは軽量じゃなくして、これだけ9メートルも飛ぶようなものを考えるのであったら、これは重量鉄骨に変えるべきであろうと思いますし、予算的にも、先ほど来随分出ておりますので、平米単価25万ぐらいのものが出ておるわけですから、十分いけると思うんですよ。設計できてから買え言う方もむちゃなんかもわからんけども、これは、執行に当たって、これは補正だから年度内に執行せなならんのであろうけども、どうしてもこうでもやらなならんというものでないし、これも当然またげるわけだから、しっかりこれ、検討する必要があるんじゃないか。重量でどうかと、要するに、途中から耐震のために補強せなならんというようなことが出てきたと。例えば震度7でいいですよという設計をしたとしても、場合によっては震度8であろうと、9、10というのがあるのかどうか知らんけども、それぐらいの地震が来てももてるようにしておいてやらな、子どもが、震度6ぐらいの設計で、過去おそらく震度5ぐらいで建築というものを

やっておるんじゃないかと思うんですけど、ビルは7ぐらいでやっておると思うんですけども、そうすると、かわいい子どもが全部、気がついてみたら屋根の下敷きになっておったということで、これはおかしいことになるんじゃないかと思うんですが、ちょっとその辺をもう1回、検討し直す考えがあるかどうか。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）確かに、ご指摘のように、子どもたちが使う施設ということで、安全ということは最大限に考慮して考えていかなければならないというふうに思っております。そうした中で、先ほど来、こういう公共建物等、単価が高くなってくるというような中で、西コミをはじめいろんな意味の中で、本来鉄筋コンクリートあたりでがっちりしたものがいいんじゃないかろうかというような話もあったわけなんですけど、そういった、経済性等も考慮しながら安全性も考慮して、こういう構造にさせていただいたものでございます。

そういった中で、もう少しよく考え直してみたらどうかということでございますけども、実は今回、こういった大きな工事まで補正をさせていただきましたのが、国の第2次補正の中で育児支援が大幅に補正予算をされたという中で、海田町では、本来この南小につきましては14年度事業として実施する予定でおったんですけども、国・県等の強い要望の中で前倒しをしまして、やらせていただく、それで繰越明許をさせてやらせていただくという中で、これは3月中に、今年度中に発注をしていかなければならないという建物でございます。そうした状況の中で、現在のこの計画の建物で実施をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（河野）ほかに。西山君。

○8番（西山）8番、西山です。大きく2点なんですけども、まず4ページの県支出金の情報通信技術講習推進補助金の296万の減の支出金が、なぜ減になったのか。今度、支出のところで、13ページの公民館費で財源振り替えという説明を受けたんですけども、その296万の財源振り替えを、一般財源から276万で起債が20万という。この20万というのが、先ほどの地震の調査の20万に振り替わっているんですけど、そういうことは平成13年度に講習をした、町が行った中で、20万は減になったと考えていいのかという、大きく2点ですね、今の。

次は、もう1点は、3ページの教育費国庫委託金で、次世代ITを活用した未来型教育研究開発事業委託金の120万が即、制度の変更で減額になっていますが、変更である

ならば、じゃあこの項目で120万入っているかという、大きく2点、質問いたします。

○議長（河野）社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木）海田公民館の経費のことでございますけれども、I T講習の経費を他の方に流用したのではないかと、そのI T講習の執行残の件なんですけど、これは、海田町では約100回のI T講習を予定どおり実施しております。それで、この入札残ということで、数社の会社に入札をお願いしたわけなんですけれども、当初我々が見積もりを立てた金額よりも随分安くに委託契約ができて、入札残が出たために、残ったお金でございます。ですから、回数を減らしたということはございません。予定どおり執行しております。入札残でございます。

○議長（河野）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）3ページの教育費国庫委託金120万円の減額の補正でございます。

これは、海田小学校と海田中学校におきまして、文部科学省の方から、次世代I Tを活用した未来型教育研究開発事業ということで、海田町が地域指定、両学校が学校指定を受けて、14年度から研究をするというもので、当初予算の中では情報教育推進ということで、いわゆるハード部門については、町ではリースで対応しております。それから、教育振興ということで、教育振興費の予算の中で、そういう情報教育の推進という、歳出の方で計上している情報教育の推進を、次世代I T未来型教育研究の指定を受けるために、当初は既に予算化している教育振興費の情報教育に係る費用の中から120万円、国の方からそういう委託ということで予定をしておりましたが、国の方の事業の変更といいますのは、全国統一にそういった次世代の未来型教育研究をするという事業なので、光ファイバーの敷設であるとか、それから情報機器類につきましては、教室内の機器といたしまして別途、ネットワーク用のデスクトップパソコン、それからノートパソコン、あるいは大型70インチのディスプレイ、デジタルビデオカメラ、そういった機器の現物の貸与、そういう事業に代わりまして、設備、機器等を既に国の方から受け取ったという、そういう事業に変わっております。ということで、委託としての120万円の計上は、当初の見込みが変わったもので、減額の補正をお願いをしているというものでございます。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）1点、この県の支出金の296万減になった理由、県が町に支出しないという、その理由の答弁がなかったと思うんですけど、それはなぜ296万円減になったかと

いう答弁をお願いします。それと、もう1点、この次世代は、平成13年度でも、私は海田町が、海田小学校、海田中学校2校において実施されていると記憶しているんですけど、その辺、ちょっと確認させてください。

○議長（河野）社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木）それでは、減になった理由は、先ほど申しましたように、入札金額が非常に低くなったために、その全額に対して県からは補助を受けるような、100%補助の事業なんです、これ。ですから、入札の段階で金額が下がれば補助金も下がってくるということです。

○議長（河野）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）申し訳ありません。次世代IT活用未来型教育研究の指定は13年度指定で、遅れましたけども、既に12月から取り組んでおります。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）ですから、先に、まず最初に私、お聞きしたのが、だから執行残で296万、県からの予定の支出がないわけですね。財源振り替えのときには、財源振り替えで276、振り替えされていますよね。じゃあ、100%補助事業であるならば、財源振り替えは必要であったんですか。この20万の地震の起債は別といたしましても、今の答弁、つじつまが合わないんじゃないですか。それともう1点、今の国庫委託金のIT講習したわけですから、制度が変わって120万減になる、平成14年度からは変わると思うんですけど、平成13年度は、もう海田小学校、海田中学校、現にIT未来型の事業を委託してやっているわけですね。じゃあ、そのやった事業費はどこに、だからこの補正予算に書かれていますかと聞いているんです。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）13ページの財源振り替えの関係なんですけど、これにつきましては、公民館費の全体で8,325万6,000円の予算があるわけでございます。そのうちに、今回、いわゆる国・県支出金として296万円減額になったと、それを踏まえて、20万円は今回の海田の公民館の地震に伴う起債が2つついたということと相殺しまして、その費用を一般財源から振り替えて予算を決したということでございます。

○議長（河野）学校教育課長。

○学校教育課長（河原）申し訳ございません、説明が不十分だったと思います。13年度に指定を受けまして、研究をしておりますが、研究する費用につきましては、既に予算化

しております教育振興費の中から事業化するための費用として充てておりまして、その事業を行う委託金として120万円を予定していたものですが、要するに補助金額120万円としての歳入でなしに、機器類あるいは光ファイバー等の、そういう設備の貸与を受けて、それが研究の指定に代わったというものでございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。佐中君。

○16番（佐中）二、三点、お尋ねします。まず、塵芥処理費の問題で2,000万円減額をされておりますが、広域ごみ処理の問題がここに出ております。単価の見直しがあってこれが執行残になっておるのか、それとも設計変更があってなっておるのか、お尋ねをします。

あわせて、土木費の都市計画総務費の中で、連続立体交差事業の問題で、ここにかなり額が上がっております、6,800万ぐらい上がっておるんですが、実際、これが事業ができなくてこれだけ上がってきたのかどうなのか、それをお尋ねするわけです。地元の人は、都市計画決定をされてなかなか説明がないのでどうなっておるんだろうかというのがありました、今日町長が行政報告の中で、3月いっぱいには説明をするというのがありましたけれども、地元の人は非常に不安であるようでありますので、早目に、これも対応すべきであるというふうに思います。

あわせて、駅前の整備費、前倒しのために政府からいろいろこうした金額を計上して事業をするようにという説明が、さっきありましたけれども、実際地元の住民の方々が、なかなか、不安を持っておられて、協力しがたいというのが実際の声なんです。こうした国や県の補助をもらってやるわけですが、また執行残で残るのではないかという気がずっとするわけです。あわせて、住民の感情を逆なでするような、そういう懸念がするんですが、その点はいかがですか、お尋ねをいたします。

○議長（河野）保健センター主幹。

○保健センター主幹（臼井）ただいまのご質問の、塵芥処理費の2,052万7,000円の減額についてご説明いたします。これは、安芸地区衛生施設管理組合が実施しております、広域不燃物最終処分場事業と広域ごみ焼却場事業の2つに係る負担金の減額でございますが、まず広域不燃物最終処分場事業につきましては、実施設計業務、整備計画策定業務等の入札執行残による減額に伴いまして、海田町の負担金としまして938万5,000円の負担金が減額となったものでございます。それと、もう1事業、広域ごみ焼却場事業の方につきましては、当初予定しておりました事業から国の2次補正に伴いまして、補助事

業の追加が出ました。これに伴いまして、2次補正の事業につきましては、起債の充当率が当初の充当率より上がっております。100%起債充当というところがありまして、1,114万2,000円の、負担金の一般財源の減額というのが生じております。

これはちょっと、数字的には、事業費が増額になりまして負担金が減るというのは、ちょっと矛盾があるかと思いますが、そこらは、当初予算に計上しておりました事業が、工事費41億ぐらいあったわけですが、当初の補助内示では、その41億の全額が認められませんが、6億余りの事業残が出ておりました。それで、2次補正で13億の追加が出ましたので、そこらの整理をした結果、先ほども言いました、特定財源起債の方の充当率が変わったということもありまして、一般財源の方が逆に下がったということになっております。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）13年度では、用地測量、物件調査、それと用地買収も入る予定になっておりました。したがって、事業認可が遅れましたので、用地買収分に係る負担の減ということになります。

○議長（河野）区画整理事務所長。

○区画整理事務所長（永海）駅前整備費についてでございますが、まず執行残が出る恐れがあるのではないかとということでございますけれども、今回計上させていただいております予算につきましては、ある程度、地権者の方と話が煮詰まっておりますものを計上させていただいております。それから、こういうことをやることによって、かえってまた地元から反発が起きるのではないかとというふうなご懸念でございますけれども、やはり我々とすれば、事業計画決定した以上は、やはり事業が早く進むようなことでやっていきたい。そのためには、やはり、今の段階でできるものはやっていきたいということで、お願いをしているのでございます。

○議長（河野）佐中君。

○16番（佐中）駅前の整備の問題で、17の財産購入費、これは土地を購入とありますが、土地開発公社から買うわけですか、どうですか。場所についてはどこなのか。

○議長（河野）区画整理事務所長。

○区画整理事務所長（永海）これは開発公社からではなく地権者の方から買わせていただくものでございます。それから、場所については、まだ交渉中の段階でございますので、公表は差し控えさせていただきます。

○議長（河野）ほかにございませんか。桑原君。

○4番（桑原）3点ばかり質問させていただきます。まず第1点は歳入面で、今現在、町税は大体どのぐらい見込んでおられるのか。それから、歳出面で、今いろいろと質問が出ておりますけれども、執行残とか予算残が出るというのは、大きく分けて3つの要因があると思うんです。それは、第1に、皆さんおっしゃっていますように、当初予算なり予定価格の立て方が甘いんだということです。それがまずひとつあると思うんです。

それから、2番目には、見込んだ歳入を下回ってしまっていて執行できなくなるというのがひとつあると思うんです。もう1点は、何て言うんですか、条件変化ですかね、市場とか何とか。そういうもののPRが足りなかったり、そういうものの努力不足か何かによって残が出てきたと。これは大体、一般的に言われていることなんですね。それで今、これを見ますと、社会福祉費なんていうのはほとんどが皆減額で、よそに回っちゃっているというのは、それで年度末になって、こういうのを、補正を組んで、もうしようもないからというのじゃなくて、もう少し早い段階で、こういう市場の変化とか何か、利息がちょっと安くなったからとか何とかというのは、もう事前にわかっているわけでしょうから、そういう補正の組み方を常に留意しておいて、早く手を打つことが本当の補正の意義だと思うんです。そういう点についてどう考えておられるのか。

それから、第3点は、今の佐中議員と関係するんですけども、駅前整備費の17の公有財産購入費、これは場所がまだわからんからというのでこれだけ、そんな補正の組み方があるんですかね。4,050万ですよ、大きな金額ですよ。大体対象はどこかというのと、その下の補償補填及び賠償金、これ1,800万です。これはちょっと大きいんですけども、これは対象はどうなのか。それと、もう一つ、その上の消耗品費20万ですね。これ補正で20万、消耗品を組むというのは、ちょっと特異な感じがするんですけど。この駅前整備費の、今申し上げた中身をちょっと、ご回答をお願いしたいと思います。その3点。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）まず最初に、町税の見込みでございますが、今現在では41億8,900万程度の町税を見込んでおります。それから、予算の見積もり等々についてのご質問があったわけなんです。これにつきましては、予算というものの、年度当初にある程度の見込みでもって組んでまいります。その結果の入札残とかあるいはその収入未済があるとかいうときに、補正でもって減額あるいは増額しているわけなんです。決算上におき

まして不用額が大きく出ないために、今回このような予算措置、あるいは減額の大きなものをさせていただくというような状況でございます。

○議長（河野）区画整理事務所長。

○区画整理事務所長（永海）まず、駅前整備費の公有財産購入費でございますが、これは今、2件の方と下交渉をしておる段階でございます。それから、補償補填につきましては、これは買収しようとする土地に建物があるために、その補償を、移転補償費を出すものでございます。それから、消耗品費につきましては、先ほど言いましたように、14年度予算を前倒ししてやるものでございますので、それに伴う消耗品費も、あわせて今回、お願いをしたということでございます。

○議長（河野）桑原君。

○4番（桑原）今の補正の組み方は、どういう考えかというのは、年度末になってこんなことをやってもどうしようも手の打ちようがないでしょう、もう。もう使い切っちゃって、もうよそへ回すしか手がないんだというんじゃないくて、9月か遅くとも12月までに大体のことがわかると思うんですよ。状況変化によって市場変化があれば、これは今の社会福祉費の関係で貸し出しが全然ないのは、その条件がやっぱり過酷じゃないかなというようなことで、その辺を早くキャッチして対応を打つのが本当の補正予算の意味があるんじゃないですかということを言っているんです。そういうのをもう少しよく考えてやらないと、土壇場の、いつも年度末になって補正を組んで、減額補正して、それでなおかつ、この前の12月の議会で申し上げたように、まだ不用額が出ているんですわね、今までの例で。だから、何を考えて当初予算があるのかというのが不思議でかなわないんですよ。そんなだったら、当初予算とか予定価格なんていうのは、何のために立っているのかということがちょっと、意義がわからんじゃないかということなんです。皆さんが今、いろいろ質問が出たのは、その3つの要因のことに皆関係しているわけですから、その辺をもう少し、補正予算を早期に対応できないかというのが質問。

それと、もう一つの、今の駅前整備費の関係で、2件にしても1,800万の移転費をかけるというのは、大体どこなのかな、それ。1,800万ですよ。1,800万をかけてやるというのは、私も経験があるけど、どんな大きな家なのかなと思うんですわな。どっちも2件だとおっしゃっているわけね。言えないままで、あまりはつきりしないのにこういう補正予算を組むんですかということなんです。

○議長（河野）企画部長。

○企画部長（中野）補正予算の組み立て方でございますが、今回、年度末ということで、不用額のまず整理をさせていただいております。これは、1つは、今の監査委員の方とか議会でもご指摘がありましたように、不用額が多額であるということで今回の補正でもって、執行残につきましては、不用額として処理させてもらおうと。それで、歳入につきましても、年度途中の事業にいたしましても、また国・県の歳入の把握等、速やかに対応しておるつもりです。したがって、今までの、6月議会、9月議会、12月議会等々もそういった形で適時的確に補正予算を計上させていただいておるというふうに考えております。それで、年度当初の段階で事業の執行残等が発生した場合には、その財源を他の財源へもって事業展開していくというふうな形でやっておりますので、どうかご理解をいただきたいと思います。

○議長（河野）区画整理事務所長。

○区画整理事務所長（永海）はっきりしていないものを予算に計上するのかという話でございますが、先ほど来ご説明申し上げますように、ある程度交渉が整う段階まで来ておりますから予算に計上させていただいたということでございます。それから、保証補填費1,800万につきましては、これはまだ2件のうちの1件でございますが、この額については、物件調査をやった上での額を計上させていただいております。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第9号議案について採決をいたします。お諮りいたします。第9号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって第9号議案は、原案のとおりこれを決します。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時35分。

~~~~~○~~~~~

午後2時21分 休憩

午後2時37分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第16、第10号議案、平成13年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第10号議案、平成13年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。平成13年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、太田川流域下水道事業負担金の減額及び起債借入利率の変動に伴う償還金の減額等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ2,174万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億4,749万6,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）庶務課長。

○庶務課長（新浜）それでは、平成13年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。資料11、補正予算説明書の1ページをご覧くださいと思います。まず、歳入でございますが、第1款第1項第2目第1節の下水道事業費負担金の増額補正でございますが、これは下水道事業受益者負担金の一括納付及び徴収猶予の適用を受けられない方が増加したことによるもので、1,900万円増額するものでございます。続きまして、第4款第1項第1目第1節、一般会計繰入金でございますが、歳出総額から歳入総額を差し引いた額を一般会計から繰り出していただいておりますが、受益者負担金起債及び繰越金の増額、並びに下水道事業負担金及び償還金利子の減額に伴いまして、5,382万4,000円減額するものでございます。また、第5款の繰越金につきましては、前年度決算における繰越額の総額をすべて予算計上するため、未計上分1,565万3,000円を補正するものでございます。続きまして、第6款第3項第1目第1節、水洗便所普及資金貸付金元利収入でございますが、貸付金の利用者が増加いたしましたので、178万2,000円増額するものでございます。また、第4項第1目第2節、消費税還付金につきましては、精算により還付金額が確定いたしましたので、925万2,000円減額するものでございます。第7款第1項第1目第1節、下水道事業債でございますが、490万円補正するものでございます。詳細につきましては、議案でご説明いたします。

続きまして、3ページの歳出でございますが、まず最初に第1款第2項第1目の水洗便所普及費でございますが、これは先ほど説明いたしました水洗便所普及資金貸付金元利収入の増額により、財源振り替えをするものでございます。続きまして、第2款第1

項第1目第19節の負担金補助及び交付金を1,070万円減額補正するものでございます。  
これは、広島県が行っております太田川流域下水道事業負担金の額が確定したことによる減額と、広島市公共下水道事業負担金を減額するものでございます。続きまして、第3款第1項第2目第23節、償還金利子及び割引料を1,104万1,000円減額補正するものでございます。主な減額の理由は、予定しておりました起債の利率が当初より下回ったためでございます。

それでは、第10号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,174万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億4,749万6,000円とするものでございます。また、繰越明許費につきましては、瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事におきまして、支障物件移転の遅れ等により今年度中に完成する見込みがございませんので、3,500万円、繰越明許するものでございます。それにつきましては、3ページの表第2に載せております。また、地方債につきましては、流域下水道事業債を340万円増額し6,820万円とし、公共下水道事業債を700万円増額し6億6,710万円とし、資本費平準化債を550万円減額し1億6,400万円とするものでございます。これにつきましては、4ページの地方債補正第3表に載せております。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第10号議案について、採決いたします。お諮りいたします。第10号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって第10号議案は、原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第17、第11号議案、工事請負契約の変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第11号議案、工事請負契約の変更について。瀬野川左岸排水区中雨水幹線

新設工事。曙町地内において施工する瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事の請負契約の変更をしようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）下水道課長。

○下水道課長（槇根）それでは、第11号議案、瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事の請負契約の変更の内容について説明いたします。この変更は平成13年第39号議案によりまして議決を得た瀬野川左岸排水区中雨水幹線新設工事の請負契約の工期を、議決の日の翌日から平成14年3月15日までを議決の日の翌日から平成14年6月28日までとし、工期を105日間延長するものでございます。この延長する理由でございますが、この工事区間にございます電柱の移設について、中国電力と広島県及び地元住民との間で調整に日数を要したことによりまして、移設工事も遅れ、本体工事の着手が遅れたことによるものでございます。また、当初は想定しておりませんでした民家の新設工事におきまして、所有者との工事の施工方法について調整する必要が生じ、この間工事ができなかったことによるものでございます。このことによりまして、当初の工事期間内に工事が終わらないため、工期を延長させていただくものでございます。なお、この工事の請負契約の内容でございますが、請負者は広島市中区舟入幸町3番3号、松本建設株式会社でございます。請負金額は1億1,025万円でございます。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。山岡君。

○14番（山岡）14番、山岡ですが、工事の請負契約の変更というのは、これは工程上の日数だけですね、変更ということなんですが。それが、金額的に、例えば、やられ出してまた補正とか追加とかいう可能性はあるかないか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○下水道課主幹（野間）今は考えておりません。今はないと思っていただきたいと思います。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第11号議案について

て、採決をいたします。お諮りいたします。第11号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって第11号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第18、第12号議案、平成13年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第12号議案、平成13年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成13年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、退職被保険者等医療給付費の増額等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ6,304万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億2,364万5,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）恐れ入れますが、お手元の資料12をご用意いただきたいと思います。

第12号議案、平成13年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、資料12の予算説明書でご説明を申し上げますので、ご用意ください。最初に、今回の補正予算としてご提案申し上げておりますもののうち主なものにつきまして説明をさせていただきます。ご承知のとおり、低迷する経済状況の影響等もあって、国民健康保険への被保険者が増加する中、とりわけ退職被保険者が予想を上回る勢いで増加しております。それに伴って、保険税や医療費等の増額の予算措置が必要となってまいりました。また、国からの医療費等の変更申請に伴う国庫支出金の精算や実績報告に基づく追加交付でございまして。また、低所得者世帯が増加したことにより、税の軽減分を国・県・町が補てんする保険基盤安定負担金の増額と、出産件数の増加により一般会計からの繰入金が増額となっております。

それでは、歳出よりご説明申し上げますので、4ページをお願いいたします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費12節役務費の手数料等の24万2,000円は、被保険者の増加によりレセプトの共同処理手数料等に不足が生じたものでございます。2款保険給付費1項療養諸費2目退職被保険者等療養給付費19節の負担金補助及び交付金の6,190万4,000円は、被保険者の増加等に伴い医療費を増額するものでございます。次に3項出産育児諸費1目出産育児一時金19節負担金補助及び交付金の120万円は、出産件

数が当初の見込みを超えたため4件分の増額でございます。

また、5ページの4項葬祭諸費1目葬祭費19節負担金補助及び交付金の40万円は、亡くなられた被保険者が多く、20件分の増額でございます。次に7款1項1目1節積立金の69万7,000円の減でございますが、基金の利率が見込みより低くなったことにより減額するものでございます。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。恐れ入りますが、1ページに戻っていただきたいと思います。最初に1款1項国民健康保険税2目退職被保険者等国民健康保険税1節医療給付費分現年課税分の1,057万4,000円と2節介護納付金分現年課税分の156万2,000円につきましては、最初に申し上げましたが、退職被保険者の増加に伴う医療給付費分と介護納付金の保険税の増額でございます。次に3款国庫支出金1項国庫負担金2目療養給付費等負担金1節現年度分の659万1,000円の減額と、2節の過年度分の743万8,000円の増額につきましては、一般被保険者の医療費等に伴うもので、変更申請や実績報告に基づきそれぞれ予算措置するもので、差引き84万7,000円の増となるものでございます。4款1項1目の療養給付費交付金1節現年度分の4,310万3,000円につきましては、退職被保険者の医療費でございますが、先ほど申しましたが、被保険者の増加による交付金の増額でございます。

次に、2ページをお願いいたします。5款連合会支出金1項連合会補助金1目介護円滑導入給付金2節の収納対策給付金の51万5,000円の増額は、介護納付金を納付するため保険税収納対策や保険財政の安定化を図るための経費に対する予算措置でございます。7款財産収入1項財産運用収入1目1節利子及び配当金の69万7,000円は、基金利息が当初見込みより低くなったことにより減額するものでございます。8款繰入金1項1目一般会計繰入金の518万3,000円は、低所得者世帯の増加による軽減分を国・県・町が補てんする保険基盤安定繰入金の438万3,000円と、出産件数の増加に伴う予算措置に必要な80万円でございます。10款諸収入1項延滞金加算金及び過料1目1節一般被保険者延滞金の81万5,000円は、延滞金納付額の増加によるものでございます。

次に、3ページの2項雑入1目一般被保険者第三者納付金は、交通事故など第三者行為に伴う医療費として加害者に請求するもので、114万7,000円を増額するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ6,304万9,000円を予算措置し、歳入歳出21億2,364万5,000円とするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。堀間君。

○7番（堀間）7番、堀間です。医療費増大ということはわかるんですが、退職者の被保険者が増えたということは、リストラに遭ったり失業したりという人たちの増加だろうと思うんですが、人数としてはわかりますか。それと、もしこれが、景気が回復すれば当然ここが減っていくということでしょうか、今後、見通しとして。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）退職被保険者の増加ということでございますが、従来であれば退職された方が再就職という方法と、また従来 of 社会保険等に、俗に言う任意継続でございますが、任意継続で加入されるケースが多かったわけでございますが、任意継続の場合と国民健康保険に入った場合の保険料の差額等をおかんがみしましたら、国保税の方が安くということが1つの選択となっております、そうした形で被保険者が多くなっております。ちなみに、平成13年の1月末と平成14年の1月末を比べますと、124名の方が退職被保険者として国民健康保険の方に加入されております。動向につきましては、景気の動向によっては再就職することも当然、予想されますので、そうすると国保の被保険者もおのずと減ってくる可能性もあると認識しております。以上です。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第12号議案について、採決をいたします。お諮りいたします。第12号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって第12号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第19、13号議案、平成13年度海田町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第13号議案、平成13年度海田町老人保健特別会計補正予算（第3号）。平成13年度海田町老人保健特別会計補正予算（第3号）は、医療費の増額等の予算措置を

行うため、歳入歳出それぞれ1億3,251万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億9,733万9,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）第13号議案、海田町老人保健特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。お手元に第13号議案と資料13をお願い申し上げます。では、資料13の3ページの歳出をお開きください。それでは、ご説明申し上げます。医療諸費の医療費給付費の扶助費でございますが、入院件数及び入院日数の増加などが原因によりまして、医療給付費に不足が見込まれることから、1億3,370万6,000円を増額するものでございます。次に、医療費支給費の扶助費でございますが、補装具及びはり、きゅうなどの現金支給にかかわる医療費が当初予算を下回る見込みでございますので、119万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、1ページをお開きください。支払基金交付金の医療費交付金でございますが、医療費の増額に伴いまして、支払基金からの交付金といたしまして7,731万9,000円を増額するものでございます。次に、国庫支出金の医療費負担金でございますが、医療費の増額に伴いまして、国からの負担金として2,161万7,000円を増額するものでございます。次に、県支出金の医療費負担金でございますが、医療費の増額に伴いまして、県からの負担金として889万6,000円を増額するものでございます。次に、繰入金の一般会計繰入金でございますが、医療費の増額に伴いまして2,188万9,000円を増額するものでございます。2ページをお開きください。諸収入の第三者納付金でございますが、第三者行為による医療費給付費の求償が見込めるため、279万円を増額するものでございます。

以上、ご説明いたしました各項目を歳入歳出それぞれ1億3,251万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ20億9,733万9,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第13号議案について、採決をいたします。お諮りいたします。第13号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって第13号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第20、第14号議案、平成13年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第14号議案、平成13年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）。平成13年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、居宅介護サービス給付費の増額等の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ4,945万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億100万3,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）第14号議案、海田町介護保険特別会計補正予算につきましてご説明申し上げます。お手元に第14号議案並びに資料14をお願いいたします。資料14の4ページの歳出をお開きください。1款総務費の連合会負担金の負担金補助及び交付金でありますが、保険給付事務など共同処理システムの利用負担金が、広島県国民健康保険団体連合会への支払いが不用になりましたことによりまして、63万3,000円を減額するものでございます。次に、介護認定審査会費の報酬でありますが、審査会委員のうち2名を町職員と社会福祉協議会の職員を充てたことによりまして、また認定審査会の回数の減などの理由によりまして、123万2,000円を減額するものでございます。次に、認定審査等費の委託料でありますが、介護認定希望者が当初見込みよりも増加したため、居宅介護支援事業所に委託する認定調査と医療機関に委託する主治医意見書の作成にかかわる経費に不足が見込まれることから、69万5,000円を増額するものでございます。次に2款保険給付費の居宅介護サービス給付費の負担金補助及び交付金でありますが、デイサービスや訪問看護など在宅での介護サービスの利用者が増加していることから保険給付費に不足が見込まれるため、4,219万9,000円を増額するものでございます。また、施設介護サービスの給付費の負担金補助及び交付金につきましても、老人福祉施設や老人保健施設への入所者が増加していることなどから保険給付費の不足が見込まれるため、

565万9,000円を増額するものでございます。

次に、居宅介護福祉用具購入費の負担金補助及び交付金につきましては、福祉用具の購入が当初予算を下回ることが見込まれるため、30万円を減額するものでございます。

次に、居宅介護住宅改修費の負担金補助及び交付金でございますが、家屋内の段差解消や手すりの取付けなどのサービス利用者が増えたため、71万5,000円を増額するものでございます。次に、居宅介護サービス計画給付費の負担金補助及び交付金でございますが、要介護者がサービスを利用するために介護支援専門員が作成するケアプランに対しまして支給する保険給付費に不足が見込まれるため、502万2,000円を増額するものでございます。次に、保険給付費の居宅支援サービス給付費の負担金補助及び交付金でございますが、介護認定で要支援と認定された方の訪問介護や訪問看護など、在宅でのサービス利用が当初予算を下回ることが見込まれるため、262万円を減額するものでございます。また、居宅支援住宅改修費の負担金補助及び交付金につきましても、家屋内の段差解消や手すりなどの取付けなど、サービス利用が当初予算額を下回る見込みとなりましたので、50万円を減額するものでございます。次に、居宅支援サービス計画給付費の負担金補助及び交付金でございますが、介護支援専門員が作成いたしますケアプランに対して支給する保険給付費が当初予算額を下回る見込みとなりましたので、76万9,000円を減額するものでございます。

6 ページをお開きください。次に、保険給付費の審査支払手数料の役務費でございますが、レセプト件数の増加によりまして審査支払手数料の不足が見込まれるため、26万円を増額するものでございます。次に、高額介護サービス等費の負担金補助及び交付金でございますが、高額介護サービスに係る保険給付費に不足が見込まれるため、95万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、1 ページをお開きください。1 款保険料の第1号被保険者保険料の特別徴収保険料でございますが、特別徴収に該当する被保険者数が当初見込みより増加したため、339万2,000円を増額するものでございます。また、普通徴収保険料でございますが、65歳年齢到達者などによる被保険者数が当初見込みより増加したため、124万6,000円を増額するものでございます。次に、2 款支払基金交付金の介護給付費交付金でございますが、保険給付費の増額に伴いまして、社会保険診療報酬支払基金からの交付金といたしまして、1,712万円を増額するものでございます。次に3 款国庫支出金の介護給付費国庫負担金でございますが、保険給付費の増額に伴いまして

国からの負担金として1,037万6,000円を増額するものでございます。次に、国庫支出金の調整交付金でございますが、保険給付費の増額に伴い、国からの調整交付金といたしまして111万9,000円を増額するものでございます。

2 ページをお開きください。次に、事務費交付金でございますが、事務費交付金の対象経費となる介護認定審査会費の減額と認定調査費の増額を整理いたしまして、歳出の53万7,000円の減額に対しまして、その2分の1の26万8,000円を減額するものでございます。次に、5 款県支出金の介護給付費県負担金でございますが、保険給付費の増額に伴い県からの負担金として648万5,000円を増額するものでございます。また、7 款繰入金の一般会計繰入金の介護給付費繰入金でございますが、保険給付費の増額に伴いまして、町の負担金として648万5,000円を増額するものでございます。事務費等繰入金につきましては、事務費交付金の対象事業費などの減額によりまして、90万2,000円を減額するものでございます。次に、繰入金の介護給付費準備基金繰入金でございますが、保険給付費の増額に伴いその財源に充てるため、基金の一部を取り崩しまして、208万4,000円を増額するものでございます。次に、8 款繰越金でございますが、前年度繰越金といたしまして231万3,000円を増額するものでございます。

以上、ご説明いたしました各項目を歳入歳出それぞれ4,945万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ9億100万3,000円とするものでございます。以上、説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。山岡君。

○14番（山岡）山岡ですが、それでは歳入の方からちょっと、お願いします。1 ページの第1号被保険者特別徴収保険料339万2,000円、その次の普通徴収保険料124万6,000円、この保険料は何人、人数的に何人でこういう金額になるか、ちょっとわかれば教えてください。

次に、今度は歳出の方でございますが、今の介護認定の審査会が、予算を370万組んでおられて3分の1余ったと。それで、ほとんど役場の職員が入ってどうとかいう、そういうふうな、条例的に何名を一般公募とか専門的な地域のあり方とかいう規定があって、なおかつこうして余ったのかどうか、その点についてお願いしたいと思います。次に、介護住宅改修費でございますが、4の71万5,000円、これは何軒ぐらい、これに充当して、何軒ぐらいの改造とか何かをされたか。それと、次の5番の居宅介護サービス計画給付金があるんですが、現在海田町のケアマネージャーは何人でこういう活動をし

ておられるのか。以上をお願いします。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）まず1点目、歳入の人数の増減でございますけども、これにつきましては、特別徴収義務者が当初予算よりも299名、普徴が57名増加しております。

それと、2点目の介護認定審査会費の委員の構成でございますが、この委員の構成は保険医療福祉の分野から5名を1つの団体としまして構成をしております。減額は123万2,000円でございますけども、これは先ほどご説明申し上げましたように、職員が2人、町の職員と社会福祉協議会の職員1名ずつを充てております。そうした関係で、この2名分が年間52回、週に1回予算を組んでおりました。そうした関係で約72万8,000円減額となります。それと、認定審査会を52回組んでおりましたけども、年末年始とか、あるいは認定審査のいわゆる更新の時期等々を考慮いたしまして、9回ほど中止をいたしました。これが50万4,000円で、合わせまして123万2,000円、これが減額の内訳でございます。

それと、5ページ、住宅改修の人数でございますが、現在37名ほど、実績としてございます。見込みとしては、今の様子では45名、あと8名程度伸びるんじゃないかなということ、71万5,000円を増額としております。これにつきましては、住宅改修につきましては、上限額が20万、これに対して9割、19万円を限度額として助成している制度でございます。それと、ケアマネでございますけども、現在町の職員では、私ども高齢福祉課では2名、老人福祉センターで1名、そして保健センターでは2名、計5名が在任しております。これのサービス計画の居宅介護支援事業所でございますが、これは町内にはエバーグリーン、安芸地区医師会、それと福祉サービス、その3カ所がございまして、それぞれケアマネが数名ずつおられて、これに当たっておるところでございます。以上でございます。

○議長（河野）山岡君。

○14番（山岡）じゃあ、先ほどの認定委員会の報酬の件ですが、これはかなり回数が多いわけですね、そういう会議が。これは義務づけられているのか、その都度都度やっておられるのか、そこらの規則的なものがあるかないか、ちょっと、もう一度お願いします。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）構成につきましては、国からの指導によりまして、先ほど申しま

したような医療、福祉、それに保健の分野から5名を出しております。ただ、回数、いわゆる開催回数には、これは義務づけはございません。各自治体の介護認定の申請状況等を考慮して、それぞれが定めておりますけれども、私どもにつきましては、できるだけ早く認定を申請されて、それに対して回答していくということを趣旨としておりまして、原則毎週を開催しておるということでございます。

○議長（河野）住吉君。

○13番（住吉）4ページの一番下段ですね。これを聞く前に一言、言いたいことがある。余ったから減額する、足らんから増額するというような説明の仕方では、まことに不親切である。だから山岡さん、これ1つずつ聞いたんだけど、説明するのにそんなことはないだろう。当たり前のことじゃないか、足らなければ増やす、余ったら減らすというのは。そんな説明があるもんか。

そこで、1つ足りるところがあるかな。今の4ページの下段の方で、居宅介護サービス給付費、下の施設介護サービス給付費については、利用者が増加したから増額するとおっしゃったけども、当たり前のことだけど、今まで何名であって何名増えたのかということの説明しなきゃ説明になっていないと思うが、どうかね。説明していただきたい。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）失礼しました。まず、居宅介護サービス給付費でございますけれども、これは在宅におりながらサービスを利用する方でございますけれども、当初月額費用が約4,065万1,000円で組んでおりましたけれども、実際には月額では4,400万、月当たり約360万ぐらいのアップとなっております。その1つの理由としまして、ご説明しましたように、居宅サービスをご利用なさる方が当初よりも約13名増えております。また、施設サービスにつきましては、約6名の方がお受けになっております。こうした中で、月当たりの費用がアップしておるという状況でございます。当初でございますけれども、居宅サービスをご利用なさる方が大体261、施設サービスが135で、大体見ておりましたけれども、実際には先ほど申しましたような人数に増加しておるところでございます。

○議長（河野）ほかにございませんか。西山君。

○8番（西山）やはり関連なんです、では現在、要支援、要介護1から5、認定を受けた各階の人数、それと、その下の段の、5ページですけども、居宅支援サービス給付も次の修繕もサービス計画給付も全部減になっていきますけど、要支援の方は、利用される方が少ないと見てよろしいんですか。2点、お願いします。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）それでは、1月末現在の人数でございますけども、要支援の方が57名、要介護1の方が161名、要介護2の方102名、要介護3の方65名、要介護4の方60名、要介護5の方76名、合わせて521名でございます。

それと、もう1点、2点目でございますけども、いわゆる要支援でサービスをお使いになる方が増えてないんじゃないというご質問でございますが、これにつきましては、まず介護認定を受けてみたいという方がたくさんおられまして、そういった方が大体要支援、一番軽いところで、軽度の分で認定されるわけですけども、これは将来のことを思いながら認定をお受けになっているという方は多くございまして、差し迫って、じゃあすぐ何とかしたいから、サービスが使いたいから認定を受けるという方は少し少ないようでございます。そうした中でやはり、今回支援サービス等につきまして減額しておりますけども、少し利用が伸びなかったというところの背景でございます。

○議長（河野）西山君。

○8番（西山）じゃあ、先ほどの要支援の方の見積もりが甘かった、利用される計画をされるときに甘かったと見てよろしいんですか。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）若干、そういう意味では、少し予算措置が甘かったかなというようには考えます。

○議長（河野）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第14号議案について、採決いたします。お諮りいたします。第14号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって第14号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩いたします。15時30分まで。

~~~~~○~~~~~

午後3時24分 休憩

午後 3 時 3 3 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第21、施政方針について町長より申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（加藤）本議会に提案しております14年度一般会計及び特別会計の各予算をはじめ関係諸議案の審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と予算編成の基本的事項を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解を得たいと存じます。

14年度の国の予算は、財政構造改革の第一歩として、国債発行額30兆円以下との目標のもと、歳出構造を抜本的に見直す改革断行予算と位置づけられ、いわゆる5兆円を削減する一方で重点分野に2兆円を再配分するという理念を踏まえつつ、予算配分を大胆にシフトすることにより、経済構造を転換を促進すること、また財政投融资計画については、財政投融资改革、行財政改革の趣旨を踏まえ、全体規模を縮減しつつ対象事業の重点化を図るとともに、現下の社会経済情勢にかんがみ、真に必要と考えられる資金需要には的確に対応することとし、さらには聖域なき構造改革の考え方のもと、簡素で効率的な行政システムを確立するため、時代の要請に即応して行政の役割を見直し、行政組織の減量・効率化等や特殊法人等改革など行政の構造改革を推進することを基本方針として予算編成を行い、その一般会計の規模は81兆2,300億円で、13年度に比して1.7%の減としております。

また、地方団体に対しては、地方税収や地方交付税の原資となる国税収入が大幅に減少する一方で、公債費の累増等により、13年度に引き続き大幅な財源不足が生じると見込まれるため、地方財政計画の歳出については、国の歳出予算と歩みを一にして、徹底した見直しと重点的配分を図るとともに、定員の計画的削減等による給与関係経費の抑制や地方単独事業費の削減を通じ、地方財政規模の圧縮と借入金の抑制を図ることを基本として、地方財政対策を講ずるよう要請してきております。このような方針に基づき策定される地方財政計画は87兆5,700億円で、13年度に比して1.9%の減としております。

こうした国の方針を踏まえ、本町の14年度の予算案を編成するに当たりましては、歳入の基幹をなす町税収入をはじめ地方交付税や交付金が減額となるなど、厳しい財政状況にあって、未利用地の売却促進・有効活用等や、国・県の補助制度を活用するとともに、財政調整基金等の繰入れにより、財源の確保を図ってまいります。また、歳出については、経費の節減を図るとともに、第3次海田町総合基本計画に基づく実施計画に掲

げた事業や、実施計画に掲げていないものについても前倒しを図り、町民生活に密着した事業や少子・高齢化に向けた福祉施策の充実及び将来の展望を踏まえた事業化への取り組みに財源の重点的・効率的配分を行うなど、町民の期待に応えられる施策の推進を図ることを基本方針として予算案を編成いたしました。

例年、施政方針は総合基本計画の施策順に申し上げておりましたが、本年は最重要課題であります合併問題について、最初に申し述べさせていただきます。海田町は昭和31年当時の海田市町と東海田町が合併し、1万1,000人でスタートし、現在は3万人を超える町に発展をいたしました。この間、議員各位をはじめ町民の皆様、諸先輩のご努力に心より感謝の意を表したいと思います。広島市との合併問題は、昭和45年に当時の山田市長から申し入れを受けて以来、今日まで多くの議論を重ねてきたところでございます。海田町と広島市安芸区は、実質的には1つの都市としての様相を呈しており、海田町といたしましては、長期的かつ広域的な視点から、拠点地区にふさわしい駅周辺整備や道路・交通網等をはじめとする都市機能の整備を推進するとともに、広島都市圏東部地区の均衡ある発展と地域住民の福祉の向上を図ることが求められております。また、地方分権の推進はいよいよ実行段階を迎えており、住民に身近で高度なサービスを的確に提供するために、自治体の行政体制の一層の強化、行財政基盤の充実が求められ、全国的に合併の大きな流れが進んでおります。国においては、合併特例法における財政支援を延長しない旨の方針が決まっており、こうした中、国・県の支援を受けることができる合併特例法の期限内に合併を進めることが、住民の皆様にとって最もよいのではないかと考えております。私は就任以来、合併は避けては通れない問題であると申し上げてまいりましたが、地方分権による大きな変革の時期に当たり、今まさに、そのときを迎えたと感じております。これに適切に対処するために、広島市と合併に係る任意の協議会を設置し、将来のまちづくりや行政制度の取り扱いなどについて、事前に協議を始めてまいりたいと考えております。なお、この協議会には、議会からの代表者を選出いただき、委員にご就任いただくこととなりますので、ご協力をお願いいたします。協議会は、今後のスケジュールを考えますと、6月までには設置する必要がありますので、合併問題等への対応をするため、企画部に広域行政推進課を設置し、執行体制の強化を図ります。また、各種団体・自治会連合会等との懇談会や住民の皆様との意見交換会を開催し、今日の合併に関する理解を深めていただくよう努めてまいります。

続きまして、総合基本計画に示された施策の方向に沿って、主な事業についてご説明

申し上げます。まず、第1点目は、「一人ひとりが輝くまちづくり」の推進でございます。「生涯学習の推進」につきましては、生涯学習社会の構築に向け、これまで海田町生涯学習本部を設置し、海田町生涯学習のまちづくり基本構想である「いきがいたプラン21」に基づく具体的な施策内容について検討してまいったところでございますが、全庁的な取り組みとして出前講座事業あるいは人材バンク事業をスタートするとともに、生涯学習に対する住民の理解を高めるため、生涯学習情報誌を定期的に発行してまいります。

次に、「学校教育の充実」につきましては、少人数授業や教員の資質向上などにより、確かな学力の育成を図るとともに心の教育の充実を目指し、児童生徒が多様な体験活動を行える環境を整備し、学校週5日制の完全実施を踏まえた活動の場を拡大してまいります。また、新しい学習指導要領のもと、ゆとりの中で一人一人の子どもたちに生きる力を育成することをねらいとして、学校が子どもたちにとって真に楽しい学びの場となるよう、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育を実施し、子どもの実態に即した個性を生かす教育を展開するなど、信頼される学校づくりに取り組みます。主な取り組みといたしましては、引き続き小・中学校に英語指導助手を派遣し、生きた英語を親しみやすく児童生徒に指導するとともに、国際感覚を育成してまいります。情報教育の充実につきましては、学校におけるIT活用を推進するため、広島県教育センターを核としたH e i w a ネットに接続し、インターネットを活用した授業ができるようにいたします。また、豊かな心を育成するため、児童生徒の読みたい・調べたいという意欲に応える学校図書の整備・充実を図ってまいります。児童生徒の不登校等の問題行動の対応につきましては、保育所・幼稚園・小中学校が連携した指導を図るとともに、青少年指導員及びスクールカウンセラーを中心として、児童生徒の悩みや不安を受けとめる相談体制の強化及び不登校児童生徒の自立と学校復帰を図るための教科指導やカウンセリング及びグループ活動など、適応指導教室の充実を図ります。また、学校施設整備につきましては、老朽化した校舎の改築や補強事業を中心に、中・長期的整備計画の見直しを行い、学校施設の整備を計画的に進めてまいります。これまで順次、学校屋外トイレの建替えを進めてまいりましたが、海田西小学校に町民の方も快適に使用できる屋外トイレを整備いたします。また、開かれた学校づくりの観点から、学校が積極的に授業や行事、情報などを公開し、学校と地域、家庭とが連携して教育を推進するため、学校施設における安全管理体制の強化を図ります。

次に、「明るく元気な青少年の育成」につきましては、学校や家庭、地域社会などが連携しながら、地域ぐるみで健全な社会環境づくりを推進してまいります。図書館では、地域の親しみのある図書館として、より多くの皆さんにご利用いただきながら、住民の読書活動を推進するため、図書の整備・充実を図るとともに、図書館、保健センター、民生児童委員が連携をしながら、乳幼児を対象にしたブックスタート事業を開始します。この事業を通じて、各種の機関が連携をしながら子育てを支援していく環境づくりを行ってまいります。ひまわりプラザは開館以来、地域の多くの方々に利用していただいております。これまで強く要望のあった月曜日の開館を実施いたしますとともに、ひまわりプラザの特徴である各種パソコン講座のより一層の充実を図ってまいります。学校完全週5日制の実施に対応した地域づくりや子どもたちの学校外活動を支援するための施策として継続実施する、海田西小学校及び海田南小学校の留守家庭児童会室建設の早期完成に努めるとともに、すべての土曜日について留守家庭児童会を開設して、子育て支援を一層推進してまいります。また、各社会教育関連施設におきましては、体育館やホールの開放をはじめとして、親子で参加できる各種講座の開設をするとともに、子供会を対象としたふるさとの史跡を巡る歴史探訪ツアー事業を開始し、各地区の子供会の活動支援を行ってまいります。

次に、「地域文化の継承と創造」につきましては、海田町の文化財をはじめとした歴史的資源の発見・保存・活用に努めながら、歴史文化に関する情報をわかりやすく公開・PRするとともに、学習・体験機会などの充実を図ります。ふるさと館では、木という自然素材を利用し、親子で楽しめる造形の森展をはじめとする各種の企画展示を開催していくとともに、海田町の貴重な伝承文化財である旧薬師町の獅子舞、新町の頂戴、出先森神社の火ともしまつりをデジタル映像で記録保存し、将来へ継承していくための資料づくりを行ってまいります。

次に、「スポーツ・レクリエーション活動の振興」についてでございますが、スポーツの振興につきましては、これまでファミリーバドミントンやペタンク等、住民の方々が手軽に楽しめるスポーツの普及を行ってまいりましたが、引続いて、これらニュースポーツの振興を継続しながら、地域総合型スポーツクラブの組織づくりを目指すとともに、住民の体力づくり及び健康づくりの拠点となる（仮称）スポーツセンター建設に向けての基本計画に着手いたします。

次に、「交流と連携による豊かな地域社会の形成」でございますが、14年度で第16回

となるフェスタひまわりにつきましては、町民のまつりづくりへの参加意欲、人材の育成など住民主体のまつりとして位置づけながら、引き続き支援してまいります。

第2点目は、「健康で安心して暮らせるまちづくり」の推進でございます。「安心して暮らせる高齢社会の形成」につきましては、介護保険制度に対応しながら、保健・医療・福祉の連携を強化し、要援護高齢者のサービス需要とその内容に応じた総合的なサービスの提供を図るとともに、高齢者が生き生きと暮らせるよう、多様な健康づくりの場と機会を確保し、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動などへの参加を促進します。新規事業といたしまして、痴呆高齢者の介護者を支援する徘徊探知システム事業と要援護者の医療機関への通院介助を支援する外出支援事業を実施いたします。老人福祉センターでは、地域で支え合う高齢社会を目指し、身体機能の低下により家庭に閉じこもりがちになるひとり暮らし高齢者などを対象に、転倒予防教室を実施いたします。次に、高齢者の生きがい活動と就労を促進するため、引き続き老人クラブ、老人クラブ連合会及びシルバー人材センターへの支援を実施します。また、高齢者ができる限り要介護の状態とならない生活を支援するため、配食サービス、訪問理美容サービス及びいきいきデイサービスなどの介護予防・生活支援事業も継続して実施いたします。

次に、「子育て環境と児童福祉の充実」につきましては、子どもたちが健やかに成長していけるよう、生活環境の整備や子育てを支える体制の充実に努めるとともに、保育ニーズの多様化に対応したきめ細かいサービスの提供を図ってまいります。新規事業といたしまして、海田児童館において、新たに地域子育て支援センター事業を実施するとともに、隣地の墓地の移転による用地の有意義な活用を図り、安心して子育てのできる環境の整備を推進します。保健センターでの母子保健事業につきましては、子育て中の母親の不安を軽減させるための相談事業の充実に努めます。

次に、「健康づくりの推進」につきましては、健康づくりや疾病予防に関する情報の提供、普及啓発活動の推進により、町民の健康づくりに対する意識の高揚と日常生活における健康づくりの取り組みを促進するとともに、疾病や寝たきり等の予防、早期発見、歯科保健対策、感染症対策、心の健康づくりなど、様々な状況に応じた保健サービスの提供を図ってまいります。保健センターで実施している町民の健康づくり事業につきましては、生活習慣病予防に重点をおき、ウォーキングなどの運動を生活に取り入れる事業を行います。

次に、「地域福祉の推進」につきましては、引き続き、地域福祉の推進役であります

社会福祉協議会と緊密な連携のもとに、地域に密着した事業の推進に努めます。総合福祉センターの建設につきましては、現在、日の出町の老人福祉センター建替えにあわせて、将来にわたり中高齢者の健康づくりと各種の活動拠点、さらに社会福祉協議会の拠点機能としての施設整備をするため、用地の確保を含め事業を推進してまいります。障害者福祉の充実を図るため、障害者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、町民の理解と協力を促進しつつ、在宅サービスの充実や在宅での介護が困難な障害者の方々に対しては、関係機関と連携して施設福祉サービスの充実に努めます。新規事業といたしましては、身体障害者デイサービス事業及び心身障害児のミニデイサービス事業を実施します。また、障害者のおられる家庭などに対する上下水道料金の減免制度を新たに設けます。精神保健事業につきましては、事務移譲に伴い、精神障害者健康福祉手帳等の申請窓口事務、精神保健福祉相談事業及び社会復帰支援事業等を町で実施いたします。国民年金業務につきましては、4月から従来の印紙による検認事務が廃止をされ、金融機関等を通じて直接保険料を国へ納付する方式に改められます。しかしながら、資格取得等の適用業務等の手続きにつきましては、従来どおり町役場での対応となります。

第3点目は、「安全で快適なうるおいのあるまちづくり」の推進でございます。「災害に強いまちづくり」につきましては、消防防災対策の充実を図るため、消防団のポンプ積載車を6台配備するとともに、ポンプ積載車を収納する3棟の消防庫の整備を進めてまいります。今回整備する消防庫のうち、海田小学校に隣接する1棟につきましては、大規模災害時に備えて食糧や毛布の応急救助物資を備蓄する備蓄倉庫もあわせて整備いたします。また、移動系無線7台を増設し、災害時の被害調査や情報連絡機能の向上を図ってまいります。あわせて無線前進中継局を設置し、三迫三丁目など山地部の通話困難地区の解消に努めてまいります。さらに、町をはじめ防災関係機関はもとより、町民や企業が一体となった防災訓練を実施し、災害時における防災関係機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、町民の防災意識の高揚を図ってまいります。浜角地区の地下壕対策といたしまして、3カ所の入り口の埋め戻し事業を実施し、防災・防犯環境の改善を進めてまいります。次に、高潮対策としましては、花都川河床整備工事と中店樋門改修工事を行い、新町・稲荷町・中店地内の水路環境の改善を図ります。曾田地区の冠水対策といたしまして、ヒューム管の布設替えと水路の整備を行います。また、急傾斜地や小規模崩壊地に近接する町民の生活安全を確保するために、急傾斜地崩壊対策事業及び小規模崩壊地復旧事業を実施いたします。

「快適な環境の整備」につきましては、公園施設の充実や水辺の環境など、特色と魅力を備えた公園緑地づくりに努めてまいります。海田総合公園でございますが、第1期で整備済みの区域のうち、利用者要望の高い遊具広場の日陰施設やテニスコートの砂入り人工芝への張替えなど、施設の整備・充実を図ってまいります。キャンプ場を含む第2期整備区域につきましては、引き続き用地取得に努めるとともに、公園進入路の整備を進めてまいります。瀬野川環境整備事業につきましては、瀬野川の親水空間整備として、砂走地内に河川敷へのスロープを設置いたします。

第4点目は、「環境にやさしいまちづくり」の推進でございます。「廃棄物処理対策の推進」につきましては、ごみの減量化や再利用等、大切な資源を上手に使う環境型社会の形成に取り組んでまいります。また、坂町に建設中の広域ごみ焼却施設につきましては、名称も「安芸クリーンセンター」に決まり、8月から4カ月間の試験運転の後、11月末に完成引き渡しを行い、12月から本格的に焼却業務を開始する予定でございます。

5点目は、「にぎわいと交流の基盤を備えたまちづくり」の推進でございます。「多彩な拠点・ゾーンの形成と連携」につきましては、海田町の魅力と活力を高め、都市の均衡ある発展を図るとともに、にぎわいや交流の基盤としても生かしていくことを目指します。海田市駅南口土地区画整理事業についてでございますが、減価補償金対応に伴う用地買収及び換地設計に必要な準備を引き続き行うとともに、公共施設や商業施設、都市型住宅を建設するための設計、さらには土地区画整理事業や連続立体交差事業の実施により、住宅に困窮される方のための従前居住者用住宅建設に係る基本設計も行っております。また、地元対応につきましては、事業へのご理解が得られるよう、いましばらく時間をかけ、私自身が全力を挙げて話し合いを行うとともに、地権者の方々のご心配やご不安を解消するための戸別訪問等を行いながら、事業が円滑に進むよう引き続き努力してまいります。

次に、「道路交通体系の整備」でございますが、新規事業といたしまして、町民の皆様が安心して通行できる町道整備の指針となる町道整備計画概略設計を行います。海田市駅周辺の駐輪対策につきましては、これまで長年駅周辺の環境美化にご尽力いただいた海田市駅利用者自治会が駐輪場事業から撤退されることとなりましたので、駅周辺の自転車・原動機付自転車等の放置を防止するため、14年度から町営自転車等駐車場を設置し、運営してまいります。都市計画道路中店小学校線、新開蟹原線の延伸部分につきましては、13年度に事業認可を得ておりますので、本格的に用地買収を進めてまいります。

す。生活道の整備につきましては、町道 8 号、9 号線を総合公園へのアクセス道路としての機能を強化するため、引き続き整備してまいります。また、町道 6 号線は、海田南地区の南北の軸及び三迫川沿いのルートとして整備を進めてまいります。連続立体交差事業につきましては、13年度内に事業認可をいただける見通しが立ったことから、14年度では本格的な用地買収が始まることが予測されます。この事業は、本町のみならず広域的な公共交通体系の整備に欠くことのできない事業であり、引き続き事業主体であります広島県や広島市、また府中町、さらには J R 西日本と、なお一層の連携を図りながら事業を推進してまいります。

次に、「情報通信基盤と機能の強化」につきましては、13年度に住民基本台帳ネットワークシステムに伴う機器等の整備をほぼ終了し、8 月からはシステムの第 1 稼動として、国の行政機関への住所・生存確認等の情報提供が開始となります。それに伴い、本人確認ができる仕組みを構築するため、無作為に付番しました住民票コードを送付する予定となっております。今後、このシステムについてご理解を得るため、国・県にあわせ、町広報紙等を活用し、周知に努めてまいります。

第 6 点目は「活力ある地域経済をはぐくむまちづくり」でございます。「工業・商業・サービス業の振興」につきましては、経済情勢の厳しい中、商工業者の経営の安定化と維持に資するため、中小企業者の方々に対し、海田町中小企業預託融資制度の活用を図っていくとともに、中小の商工業者の経営の安定化と地域経済の活性化を図るため、商工会の行う事業に対し、支援を行ってまいります。

次に、「観光の振興」につきましては、13年度において海田町ふるさと特産品協議会が立ち上がり、先進的な取り組み事例の調査・研究を進めておられます。14年度には試作品づくりを目標に、地域資源の収集・整理を進めていく予定となっておりますので、引き続き支援をしてまいります。

次に、「勤労者の生活の安定と向上」につきましては、勤労者の生活の安定と福祉の増進を図るため、広島県労働金庫が実施する住宅資金、生活資金、教育資金等の低利融資を行うための預託金を増額し、引き続き勤労者福祉の増進を図ってまいります。

次に、町税・国民健康保険税を中心とした町税等の収納対策につきましては、町税等収納強化計画に基づき、口座振り替えの促進、収納活動の効率的な進行管理、徴収を担当する職員の資質向上、休日納税窓口の設置など、厳しい財政状況の中で税収等の確保が町財政運営上の重要課題という認識のもとに、より一層の徴収活動の強化を図ってま

いりたいと考えております。

公共下水道事業特別会計でございますが、汚水の整備につきましては、幹線整備・面整備とも海田中央第3、海田東第1、砂走第1処理分区の上市・曾田・寺迫二丁目・砂走地区を中心に整備を進めてまいります。これにより、整備面積は約326ヘクタール、処理区域内人口は約2万2,000人となります。全体計画面積の53.3%が整備され、人口普及率は71.7%となる予定です。雨水の整備につきましては、引き続き中雨水幹線の整備を進めてまいります。

国民健康保険特別会計につきましては、従来からの課題でありました応能割と応益割の比率を見直し、低所得者世帯への軽減制度の拡充と中間所得者層にも配慮しながら、賦課割合の平準化を図ってまいります。また、増加し続ける医療費の適正化を図るため、引き続き保健センター及び老人福祉センターでの保健事業の充実を図り、医療費の抑制に努めてまいります。また、世帯単位で交付しております被保険者証につきましては、被保険者や医療機関などでの利便性を考慮し、一人1枚の被保険者証を交付してまいります。また、収納率向上対策につきましては、低迷する経済状況により大変厳しいものではありますが、町税等収納強化計画に基づき、引き続き積極的な収納活動を行ってまいります。

老人保健特別会計につきましては、老人医療受給者の増加に伴い医療費が伸びております。レセプト点検の効率化を図り、医療費通知を継続的に実施することで、医療費の過誤請求の是正や過剰診療の防止を図るなど、医療費の適正化を図ってまいります。また、老人医療受給者の疾患分析と医療費の動向分析を行い、保健センターとの連携を図り、保健指導の充実に努めてまいります。

介護保健特別会計につきましては、高齢者が自立した生活を送ることができるように、支援を必要としている住民の掘り起こしをはじめとし、要介護認定、保険給付の管理及び介護保険料の賦課徴収事務などの適正化と効率化を図り、制度の定着と健全な保険財政運営に努めてまいります。

水道事業会計でございますが、水道の使命であります、より安全でおいしい水を、安定して供給するための施設整備を実施するとともに、経営の効率化に意を注いでまいり所存でございます。水道施設整備の主なものとしたしましては、老朽配水管の布設替え、管網整備を図るため配水管の新設、安定した取水確保のため国信取水井の改修、蟹原、国信各浄水場に防犯対策設備の設置、蟹原浄水場の緩速ろ過池改修などを行うための実

施設計を計画しております。

以上、それぞれの会計におけるその概要をご説明申し上げましたが、これらの諸施策、諸事業を推進させるためには、職員を督励し、効率的な行財政運営に努め、町政発展に邁進する所存でございます。以上でございます。

○議長（河野）以上で施政方針演説を終わります。本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会をいたします。なお、明日は9時から、ただいまの施政方針演説に対する質問から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日はご苦労さんでございました。

午後4時13分 延会